

5 . 実現のための主要課題と整備方針

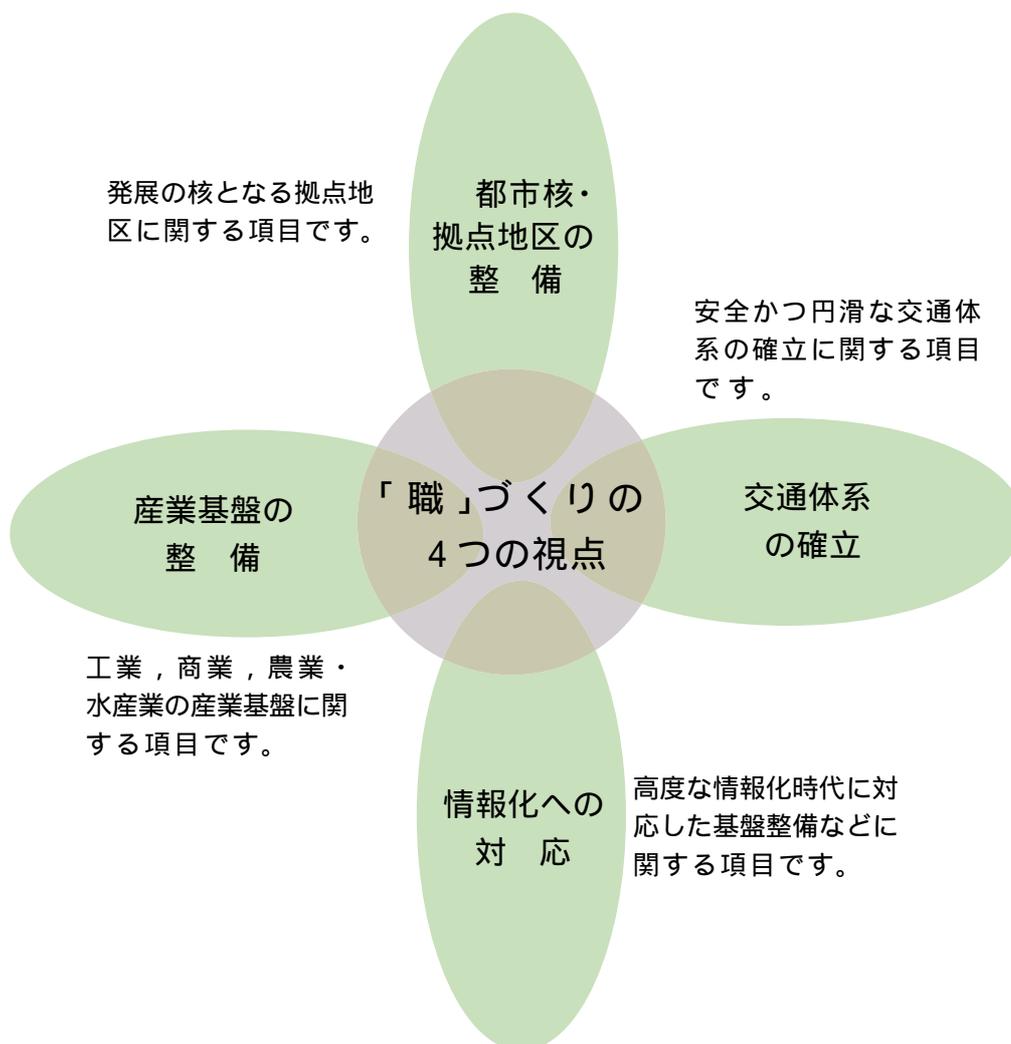
都市における市民生活が順調に営まれるためには、「職」「住」「遊」「学」のそれぞれの要素が「調和」を保ちながら充たされていく、または、充たされる方向性を持つ必要があります。以下、それぞれの要素について、主に都市計画の視点から検討を加え、将来都市像実現のための都市づくりの主要課題を明らかにするとともに、それらの課題に対応した都市づくりの方針と、本市の都市計画の進むべき方向を示していくものとします。

都市 づ く り の 5 つ の 柱	「 職 」	生活、産業経済活動の基盤 づくりについて
	「 住 」	安全で快適な居住環境 づくりについて
	「 遊 」	良好な生活空間づくり について
	「 学 」	学習活動、スポーツ・レク リエーション活動などの環 境づくりについて
	「 調 和 」	土地利用の規制・誘導や各種 事業の調整などについて

(1)「職」について

市民が生活する都市に、まず必要なものは、その生活を支える基盤、「職」が存在するかどうか、ということになります。そして、「市民生活の器」である都市にとっては、そのもっとも基本となる「職」を支える基盤を将来にわたって支えていくことが、重要な課題です。

これには、都市の顔となる中心市街地の整備や、都市を牽引する拠点地区の開発、それらの間や近隣市町村を結ぶ、さらには全国、全世界につながる交通体系の確立などにより、都市の骨格を形成していくことが必要になります。



都市核・拠点地区の整備

「市民生活の器」である都市を将来にわたって支えていくためには、中心市街地や今後の発展の核となる拠点地区の整備を推進する必要があります。

中心市街地は都市の様々な機能がもっとも集中する場であり、中心市街地の整備を進めることは単に都市の顔づくりを行なうことに留まらず、都市全体の魅力を高めていくことにつながります。また、高齢社会に対応するためにも都市機能の集中する中心市街地の利便性を一層高めていく必要があります。同様に地域の核となる那珂湊地区や佐和駅周辺地区の市街地についても整備に努める必要があります。

ひたちなか地区開発は、常陸那珂港、国営常陸海浜公園、北関東自動車道などを整備し、21世紀の北関東地域の発展に寄与する「国際港湾公園都市」の実現を目指すものです。

< 施策の基本的方向 >

[中心市街地]

中心市街地については、本市の顔として利便性を高めるとともに、都市機能を集中するため、中心市街地整備基本構想に基づき各事業の調和を図りながら計画的かつ積極的に整備を推進します。

* 勝田駅前地区の都市機能の向上と、交通ターミナル機能を充実するため、勝田駅東口地区再開発事業の事業化に努め、東口駅前広場、昭和通り線、その他の公共・公益施設の整備と、商業核の形成を図ります。また、勝田駅利用者の利便性を高めるため、駅舎の橋上化と東西自由通路の整備を推進します。

武田土地区画整理事業を推進し、良好な居住環境の整備に努めるとともに、中心市街地への新規のアクセス道路として勝田停車場勝倉線を整備します。

* 中心市街地で市民が憩えるオアシスとして、親水性中央公園を整備します。

昭和通り線については、本市のシンボルロードとして勝田駅東口地区再開発事業による整備を行なうとともに、NTT交差点以東の整備について検討し、方向

づけに努めます。また、整備済みの区間については、快適な道路環境の確保と良好な沿道の景観を形成するため、沿道の関係者と協議のうえ、まちづくり協定等の導入を検討します。

勝田佐野線については、商店街共同事業と調整を図りながら電線地中化を実施します。また、その他の商店街の振興施策等とも連携を図りながら、道路環境の改善や沿道の景観形成について検討し、方向づけに努めます。

武田土地区画整理事業地区については、良好な市街地環境を保全・創出するため、事業計画に対応した用途地域の変更と地区計画の導入に努めます。

中心市街地については、商業関連施策とも連携を図りながら、商業・業務機能や公共・公益施設の誘導に努めます。

勝田駅西口周辺地区の土地利用については、交通体系を含め長期的な検討課題とします。

交通ターミナル
複数の鉄道路線が接続したり、鉄道とバス交通が接続し、交通の拠点となる場所のことです。

アクセス道路
地区外の主要な交通施設、拠点施設に連絡する道路のことをいいます。

オアシス
もともとは砂漠のなかにある水を利用して人が住めるようにした地域のことで、転じて市街地内の人工的な環境のなかで、自然的なうおいのある空間のことをいいます。

* シンボルロード、まちづくり協定の説明は、次頁に記載しています。



[那珂湊地区]

都市核
商業・業務、文化などの都市的活動に係わる中心的な機能が集積するところです。

シンボルロード
並木の形成、幅の広い歩道の整備、電線の地中化などによって親しみとるおいを感じることのできる道路空間を整備した地域の象徴となる道路を表します。

まちづくり協定
地域ごとに市街地等の良好な環境の保全・創出を図るため、建築物や緑化等についてルールを定める場合がありますが、地区計画や建築協定などにより法令等に基づかず、地域住民が任意に約束事を定めた場合の総称です。本市では、神敷台地区などで定められています。

魅力のある都市核の形成を図るため、那珂湊地区整備基本構想を策定し、商業・観光機能の充実と快適な居住環境の形成を目指して、計画的に市街地の整備を推進します。

生活道路や公園を整備するなど良好な市街地環境の形成に努めるとともに、国道245号など本地区の重要な都市基盤となる幹線道路の整備を促進するため、第一田中後土地区画整理事業を推進します。

地区の骨格を形成するため、県道水戸那珂湊線の県事業による整備を促進します。また、県道那珂湊大洗線（和田町常陸海浜公園線）については、本地区への重要なアクセス道路として県事業と船窪土地区画整理事業による整備を促進します。

快適な環境を創出するため、公共下水道事業を推進します。

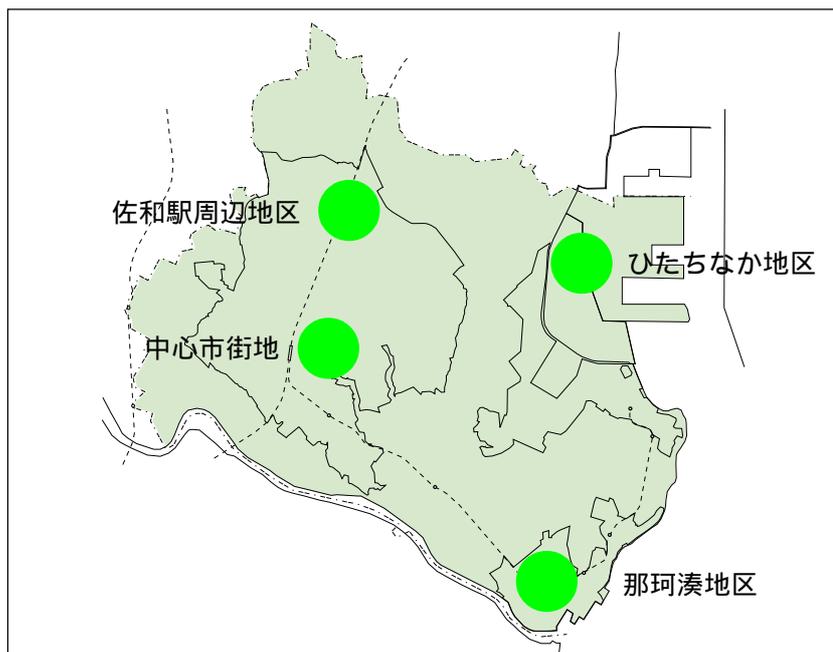


旧魚市場周辺や県道水戸那珂湊線沿線を中心として道路環境等の改善に努めるとともに、その他の商店街の振興施策等とも連携を図りながら、都市景観の形成について検討し、方向づけに努めます。

那珂湊漁港、旧魚市場周辺、反射炉跡、湊公園などを拠点とし、商店街の振興施策や商業・観光関連施策とも連携を図りながら地区整備の方向づけを行ない、商業・業務・観光機能の誘導に努めます。

地区の利便性を高めるため、茨城交通湊線の充実を促進します。

図 - 1.5.1 拠点地区位置図



[佐和駅周辺地区]

北部地域の拠点形成を図るため、佐和駅周辺地区整備基本構想を策定し、利便性の高い良好な居住環境を有する市街地の創出を目指します。

佐和駅中央土地区画整理事業を推進し、佐和駅西口広場の整備と事業の早期完了に努め、利便性の高い佐和駅前地区を形成します。

高野小貫山土地区画整理事業を促進し、良好な住宅地の創出に努めます。

佐和駅東土地区画整理事業を推進し、良好な市街地環境の形成に努めるとともに、東口駅前広場、佐和停車場高野線、勝田佐野線、高場高野線など本地区の重要な都市基盤の整備を進めます。また、東口駅前広場の整備と合わせ、佐和駅の橋上化と東西自由通路の整備について検討します。

地区の骨格であり重要なアクセス道路となる東中根高場線と佐和停車場稲田線の整備を推進します。

快適な環境の創出と災害を防止するため、都市基盤整備済の地区を中心として公共下水道事業を推進します。

公益施設については、佐野図書館を開設し、生涯学習の拠点として活用を図るとともに、防災・救急機能の強化を図るため北部消防署の設置について検討します。



佐和駅前地区

高野小貫山地区については、地区計画の指導等により良好な住環境の形成に努めます。また、佐和駅東土地区画整理事業地区については、仮換地を指定した段階で事業計画に対応した用途地域の変更、防火・準防火地域の指定、地区計画の導入に努め、良好で安全な市街地環境と都市景観の創出を目指します。

東西駅前地区、既存商店街、幹線道路の沿線地区等については、道路環境等の改善に努めるとともに、その他の商店街の振興施策等とも連携を図りながら、都市景観の形成について検討します。

既存商店街については振興を図るとともに、東西駅前地区、幹線道路の沿線地区を中心として、商業関連施策とも連携を図りながら、商業・業務機能の誘導に努めます。

都市基盤整備済土地区画整理事業などにより、道路、公園などの基本的な都市施設が整備されていることをいいます。

[ひたちなか地区]

総合物流ターミナル
一般的に貨物の積み替え及び保管される場所を物流拠点と呼び、この大規模なものをいう場合があります。物流機能は、保管機能より物品の回転が早い^{*}ため、低コストの実現、効率的な荷捌き、頻繁な入出庫の管理などを行なうため、自動化やコンピュータ化が進められています。また、保管期間中に製品の小分け、箱詰めなどの商品化作業、流通加工、輸入品の通関機能、ショーウィンド的な機能など、多様な機能を持つものもあります。

地域高規格道路

地域高規格道路は、高規格道路(全国的な高速交通サービスを構成する自動車専用道路)と一体となって地域間の連携機能・交流機能・連結機能を持つ道路で、4車線以上の自動車専用道路またはこれと同等の機能を有する質の高い道路をいいます。

インテリジェント・シティ構想

建設省が進めている施策で、都市基盤整備と情報システムの構築を一体化して整備していくとするものです。

高等教育機関

学校制度では、高等教育機関としては大学・短大・高等専門学校などが位置づけられます。

国際的な流通拠点を形成するため、東防波堤の整備や中央ふ頭、南ふ頭の早期事業化など、常陸那珂港の整備を促進します。また、港湾機能を充実するため、総合物流ターミナルの整備や輸入促進地域の指定を促進します。

増大するレクリエーション需要に対応する首都圏のオアシスとして国営常陸海浜公園の整備を促進します。また、既設開園区域の機能の拡充と各種イベントの充実を支援します。

首都圏及び北関東地域の物流体系の再編と高速交通体系の確立を図るため、北関東自動車道の整備と、地域高規格道路に指定されている県道常陸那珂港山方線の早期事業化を促進します。

ひたちなか地区及び周辺の道路交通体系を確立するため、国道245号の4車線での整備を促進します。また、西原長砂線など周辺のアクセス道路の整備を推進するとともに、国道245号と昭和通り線の立体交差化を検討します。

ひたちなか地区へのアクセス性を向上するため、バス路線の充実を促進します。また、勝田駅とひたちなか地区間については、新たな公共交通の導入を含め、公共交通の充実について関係機関とともに協議検討します。

常陸那珂公共下水道については、ひたちなか地区の重要な都市基盤として整備を促進します。

関係機関とともにインテリジェント・シティ構想の具現化を検討するなど高度情報基盤整備の方向づけに努めます。



自動車安全運転中央研修所

ひたちなか地区については、関係機関と協議のうえ、各事業の進捗等を見極め、必要に応じ線引きの見直しや用途地域の指定・変更、その他の地域地区等の指定を実施します。

常陸那珂工業団地等については、先端技術産業や研究開発型など高付加価値企業の誘致に努めます。

株式会社ひたちなかテクノセンターを活用し、地域産業の高度化を支援するとともに、情報処理関連業種の集積を促進します。

ひたちなか地区の県有地、国有地については、土地利用のゾーニングを踏まえ、導入機能の誘導に努めます。

- ・センター地区については国際展示場の早期整備を促進するとともに、都市型ホテルや業務施設の誘導に努めます。
- ・商業・業務地区については、広域的商業施設や業務施設の立地を促進します。
- ・居住地区については、開発関連事業者の住宅需要に対応するため、県営住宅等の整備を促進します。
- ・国有地については、^{*}高等教育機関、^{*}高度医療機関、研修施設など広域的な公益施設や国機関等の誘導に努めます。

[各拠点地区共通]

ひたちなか地区開発の波及効果を地域で適切に受け止めるため、ひたちなか地区の周辺地区については、ひたちなか地区開発の進捗状況、土地利用の動向等を見極め、都市的土地利用への転換を検討します。

ひたちなか地区の防災機能を高めるため、消防艇の配備等臨港消防を含め消防体制について調査・検討します。

良好な道路環境等が整備されているひたちなか地区については、「国際港湾公園都市」としてふさわしい景観を形成するため、関係機関と協議のうえ地区計画や建築協定等の導入について検討します。

利便性が高く人が集中する拠点地区の整備に際しては、高齢者や障害者、福祉のまちづくりに対応し、歩車道の段差の解消、音響信号や盲人誘導ブロックの設置など、^{*}バリアフリーで、人にやさしい道づくりを進めます。また、防災機能を高めるため、道路、公園等都市基盤の整備や防火水槽等消防施設の整備を推進します。

高度医療機関
高度な医療が必要な患者に対応する病院として特定機能病院があり、大学病院や研究センターの国立病院などが該当します。

バリアフリー
高齢者や身障者に配慮した考え方を表します。
(バリアフリー= barrier for 障害排除)



常陸那珂土地区画整理事業地
土地利用計画

交通体系の確立

市民のさまざまな活動の領域は、市域の内外を問わず拡大してきており、今後もその傾向は続くものと考えられます。

また、本市は、ひたちなか地区開発を核として、北関東の中核都市としての機能を担う必要があることなどから、今後とも円滑な都市活動を維持していくため、将来にわたってそれらを支えていく陸上、海上、さらには空路とのネットワークを含めた交通体系を総合的に確立していく必要があります。

< 施策の基本的方向 >

高速道路については、高速交通時代に的確に対処し、円滑な都市活動を確保するため、北関東自動車道の早期完成を促進します。また、常磐自動車道の延伸、空路とのネットワークを形成するための東関東自動車道水戸線の整備について広域協調のもとに促進します。

広域的な都市活動の基本となる国・県道については、渋滞を解消し円滑な交通流を確保するため、以下の路線の整備を促進します。

- 国道6号.....市毛交差点の立体交差化
- 国道245号.....4車線化と湊大橋の架け替え
- 常陸那珂港山方線...地域高規格道路としての整備
- 那珂湊那珂線.....4車線化と金上交差の改良
- 水戸勝田那珂湊線...完成断面での整備と金上交差点の改良
- 水戸那珂湊線.....那珂湊駅～第一田中後地区、平磯～阿字ヶ浦地区の整備
- 那珂湊大洗線.....和田町常陸海浜公園線としての整備
- 水戸枝川線.....寿橋の架け替え

東水戸道路



国道6号



交通量調査
路線の特定箇所を対象として、通過する交通量を調査します。

OD調査
自動車の出発点 (origi-
i) ぬ終点 (destination)
ならびに運行目的等を
調査するもので、自動
車交通の分布に関する
情報を得ることを主な
目的としています。

パーソントリップ調査
OD調査が自動車に着
目しているのに対し、
パーソントリップ調査
は人の動きをベースに
したものです。人の一
日の行動について、起
終点、交通目的、利用
交通手段等を追跡調査
し、都市圏の交通計画
の基礎となるとともに、
都市交通の特性把握や
交通需要予測モデルの
構築等を行なう際に重
要な役割を果たしてい
ます。

土地利用ガイドプラン
都市基盤の未整備な地
域等について、地域の
諸条件を踏まえ、将来
の土地利用のあり方を
検討し、健全な将来像
を築くため、幹線道路
や公園など根幹的な都
市施設の配置などを示
すとともに、具体的な
実現方策を明らかにす
るものです。実現方策
については、土地区画
整理事業や街路事業な
どがありますが、本市
では土地区画整理事業
を有効な手段として位
置づけてきました。

新規の幹線道路については、^{*}交通量調
査、^{*}OD調査、^{*}パーソントリップ調査等
に基づき、土地区画整理事業など市街地
開発事業による地区整備の方向性を勘案
しながら検討を加えるとともに、必要に
応じ都市計画決定を行ない整備を推進
し、^{*}道路交通体系の確立に努めます。

本市の道路交通体系を完成させるた
め、土地区画整理事業調査や^{*}土地利用ガ
イドプランを取り込みつつ、^{*}市街地整備
詳細計画を策定します。

市民や来街者に分かりやすい、道路や
公共・公益施設の案内標識の整備を推進
します。

駅前地区、商店街等については、電線
等の地中化や街路樹の植栽、歩道のカ
ラー舗装などにより快適な道路空間の形
成に努めるとともに、その他の商業関連
施策等と連携を図りながら、良好な都市
景観の形成を進めます。

商業地区、商店街、住宅地など車が低
速度で通行する地区を中心として歩車道
の段差の解消、盲人誘導ブロックの設置
など、^{*}バリアフリーで、人にやさしい道
づくりを進めます。

中心市街地や拠点地区において円滑な
都市活動を確保するため、駐車場整備基
本計画を策定するとともに、駐車場附置
義務条例の制定について検討します。

公共交通については、常磐線など鉄道
の輸送力の増強と、市内バス路線の充実
を促進し、より利用しやすい公共交通体
系の確立に努めます。また、高齢者等に
配慮した、^{*}過度に自動車に依存しない交
通体系を目指し、^{*}ライトレールトランジ
ット、市内循環バスの導入や、中心市街
地のトランジットモール化などを検討し
ます。

世界に向けた新しい玄関口となる国際
流通港湾常陸那珂港の整備を促進しま
す。また、流通関連企業、総合物流ター
ミナル、輸入品の展示場、情報センター
など港湾関連機能の集積に努めます。



^{*} 市街地整備詳細計画、
ライトレールトランジ
ット、トランジットモ
ールの説明は、P. 30
記載しています。

情報化への対応

高度に情報化が進みつつある現在、特に地方において「職」を満たしていく重要な要素として、情報通信基盤の整備が位置づけられます。本市については、昭和62年にインテリジェント・シティの指定を受けました。昭和通り線については、シンボルロードとしての整備により、^{*}キャブシステムを導入するなど基盤整備を行ってきました。情報通信基盤の整備を進めるとともに、情報発信機能を充実し、地域情報化を積極的に推進し、市民生活の利便性の向上と「職」の条件整備に努める必要があります。

キャブシステム
電線、電話線などを1つの箱に収め、地中に埋設する方式のことをいいます。

< 施策の基本的方向 >

高度情報化社会に適切に対応するため、インテリジェント・シティの指定等を踏まえ、総合的な地域情報化計画を策定します。

キャブシステム等の整備の推進や、光ファイバー網の敷設を促進するなど、市内情報通信基盤の整備に努めます。

本市の情報化の拠点地区として、ひたちなか地区のテレコムタウン化について検討します。

株式会社ひたちなかテクノセンターなどを活用し、情報関連産業や高度情報化社会に対応できる人材の育成を進めます。

都市基盤の整備など条件整備を推進し、情報関連産業の誘導に努めます。また、イベントやコンベンションを誘致し、積極的な情報発信に努めます。

市民の利便性を高めるとともに、本市の情報を市内外に発信するため、^{*}オフィシャルホームページの充実を図ります。また、市民のニーズに合わせ、公共施設案内・予約システム、健康管理システム、防災管理システムなどの各種情報システムの構築を検討します。

生涯学習の場などを通し、高度情報化社会に対応する学習機会の拡充に努めます。

地域情報化計画
地域における情報化の促進に関する基本方針を明確にするとともに、地域の情報化のための具体的な施策を体系的かつ網羅的に掲げた地域の情報化に関する計画です。本市では「インテリジェント・シティ整備基本計画」を掲載しています。

テレコムタウン
地方の拠点となる地域に、独自の情報を大量かつ高速に流通・受発信するために必要なハード・ソフト・人材の情報基盤を、道路や上下水道の都市基盤と同様に街づくりと一体的に整備していく構想です。

コンベンション
特定の目的で多数の人が集まることであり、一般的に企業・業界が行なう大会等で、会議と付随して見本市を開くことが普通です。この種のコンベンションを開催する場所をコンベンションセンターといいます。

ひたちなかテクノセンター



* オフィシャルホームページの説明は、P. 111に記載しています。

産業基盤の整備

市街地整備詳細計画
市街地整備のプログラムについては、地域整備基本計画で明らかにされていますが、本市の場合、土地区画整理事業の予定地区等については、補助幹線道路のネットワーク、周辺との整合などについて、より詳細な検討も必要となっており、それらを検討しようとするものです。

ライトレールトランジット
車両の低床化や運賃收受方式の変更などシステムの改善によって、従来の路面電車を大幅に機能向上させたものをいいます。

トランジットモール
商店街の自動車交通を排除して歩行者専用空間とし、修景施設や休息施設などを配置し、買物、通行、休息が快適に行なえるようにした空間を、ショッピングモールや買い物公園と呼んでいます。さらに、ショッピングモールに路面電車やバス等路面を走行する公共交通機関を導入し、これらが共存する空間をトランジットモールといいます。

緑地協定
都市緑地保全法に基づき、一回の土地又は道路・河川等に隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全又は緑化に関する協定のことです。

市民の「職」に係る条件を整えるためには、産業基盤を確保・整備していくことが必要です。

本市には、大規模な工場用地が存在するほか、第一、第二、水産加工、山崎、第二山崎、常陸那珂などの工業団地が整備されています。今後も、工業系の土地需要を見極めながら新規の工業団地や工業系の用途の地区の都市基盤の整備について検討していく必要があります。

商業系の土地利用については、中心市街地、那珂湊地区、佐和駅前地区、阿字ヶ浦地区に商業地が面的に確保されているほか、幹線道路の沿線等についても商業系の用途地域が設定され、集積が進みつつあります。本市の商業・経済活動の円滑化を図るため、適地については市街地・都市基盤の整備を推進する必要があります。また、幹線道路については、周辺地区の土地利用を含めて重要な流通・経済の基盤となるところから、整備に努める必要があります。

さらに、農業・水産業の振興を図るためにも、効率的な土地利用、環境の保全、交通体系の確立に努めていく必要があります。

< 施策の基本的方向 >

[工 業]

産業の活性化と「職」の場を確保するため、常陸那珂工業団地への企業誘致を進めます。また、工業用地の需要を見極めながら、適地において新規の工業用地の確保を検討します。

北関東自動車道や東関東自動車道水戸線等の建設を促進するとともに、常陸那珂港周辺地区や東水戸道路インターチェンジ周辺等交通利便性の高い地区で、工業の支援機能である物流機能の充実に努めます。

中小企業団地の開発適地について調査・検討するとともに、住工混在地区で操業する企業の現状調査や、移転を希望する企業への指導・助成等により、土地利用の純化に努めます。

工業地については^{*}緑地協定等により、積極的に緑化を推進するとともに、公害防止資金融資制度等を活用し公害の防止に努めます。

産業・経済活動の振興に寄与し、円滑な物流と市民活動を確保するため、総合的な交通体系の確立に努めます。



[商 業]

商業・サービス業等の立地の利便性を高めるため、商業系の土地利用を図るべき地区のうち、都市基盤の未整備な地区等については整備に努めます。

国・県道等、広域的な主要幹線道路の整備を促進し、経済の広域化に対応するとともに、拠点地区等へのアクセスの利便性の確保に努めます。

中心市街地については、勝田駅東口地区再開発事業の事業化に努め、駅前広場、昭和通り線、その他の公共・公益施設の整備と、商業核の形成、交通ターミナル機能の充実を図ります。また、勝田駅利用者の利便性を向上するため、駅舎の橋上化と東西自由通路の整備を推進します。

那珂湊地区については、国道245号の4車線化、県道水戸那珂湊線、県道那珂湊那珂線の整備を促進します。また、第一田中後土地地区画整理事業を推進し、県道水戸那珂湊線沿線については、那珂湊漁港周辺及び本町通り商店街地区と一体となる拠点地区の形成に努めます。

佐和駅周辺地区については、佐和駅中央土地地区画整理事業、佐和駅東土地地区画整理事業を推進し、東西駅前地区や幹線道路沿線に商業・業務機能の集積を図ります。

ひたちなか地区については、センター地区や商業・業務地区について、国際港湾公園都市構想の目指す商業・業務機能等の集積を促進します。また、馬渡東部地区のセンター地区に隣接する地区については、商業・業務系の土地利用を検討します。

オフィシャルホームページ
近年の情報化や国際化の流れを受けて、本市では平成9年2月にホームページを開設し、「市報ひたちなか」の情報を中心に運営しています。また、平成11年5月に市立図書館、平成11年1月には生涯学習課でも専用のホームページを開設しました。図書館は新着図書情報、生涯学習課は同課で実施しているイベント情報を中心として、年2回発行の生涯学習広報紙「学・遊」もあわせて掲載しています。
ホームページアドレス
市
<http://www.net-jp/hitachinaka/>
図書館
<http://lib.hitachinaka.jp>
生涯学習課
<http://www.net-jp/h-gakuyu/>



[農業・水産業]

国営那珂川沿岸農業水利事業

茨城県北部の那珂川沿岸の台地上に展開する水田地帯及び畑地帯の5,548ha農業用水を那珂川から取水し、安定的な水の供給体制を確立し、農業経営の安定化、近代化を図る農業水利事業です。

農業集落排水事業

農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の污水处理施設などを整備することにより、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質の保全を行なう事業です。

那珂湊漁港ふれあい整備計画

県は平成7年3月、日立市から大洗町に至る地域を水産業を核とした地域の活性化を図る「新マリノーション地域」として指定し、基本計画を策定しました。この計画の中で那珂湊漁港については、「海と魚とのふれあい整備」の拠点として位置づけられており、現在整備が進められています。

区域区分(市街化区域、市街化調整区域)の適正管理に努め、優良農地等については、農業振興のための諸施策を推進するとともに保全に努めます。

*

国営那珂川沿岸農業水利事業を促進し、農業用水の確保と、優良農地の創出に努めます。

*

農業集落排水事業や、集会施設の整備などを計画的に推進し、集落地域の生活環境の向上に努めます。

第9次漁港整備計画に基づき、那珂湊漁港の整備を推進します。また、^{*}那珂湊漁港ふれあい整備計画に基づき、観光との連携、市民の親水空間の確保に配慮しつつ漁港環境の総合的な整備を進めます。磯崎漁港については、砂防堤及び漁港施設の整備を促進します。

水産業振興のための諸施策を推進し、水産施設、水産物流関連施設等の整備を促進するとともに、水産加工団地の整備を検討します。

下水道などの整備を推進し、公共用水域の水質の悪化を防止して、農業・水産業の基本となる自然的環境を保全します。

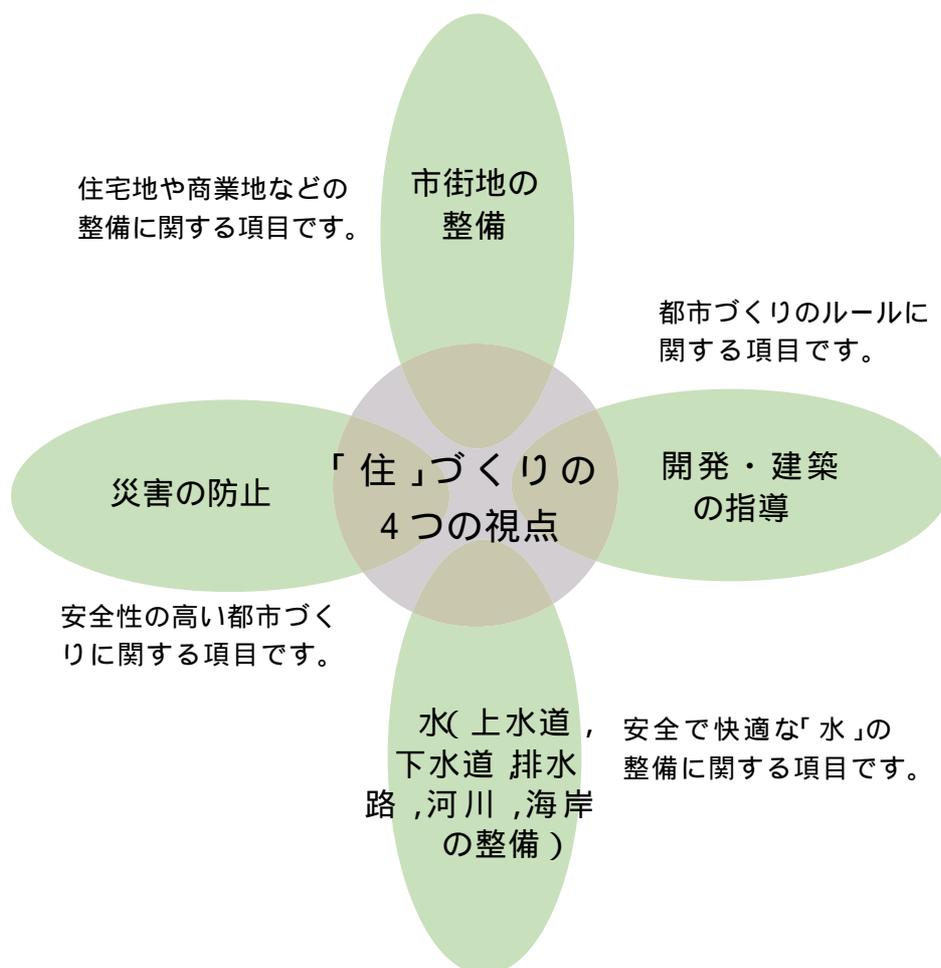


(2)「住」について

市民の日常的な生活、いわゆる「暮らし」や、市民生活の最小の単位である「家庭」の営みは、全て「住」を中心とし、結びついて展開されています。

都市は、この最小の市民生活の場を、安全で快適に保つとともに安定して提供していく必要があります。

身近な周辺の道路の整備、上・下水道や排水路など供給・処理施設の整備、安心した生活を保障するための防災施設の整備や防災体制の確立などは、最も基本的な都市の条件整備であり、これらを着実に実行し、維持していくことが将来にわたって必要となります。



市街地の整備

基本的な市民生活の場「住」の場は、家屋・建築物であり、それらが集まって市街地や地域を形成します。このため、都市にとって基本的な課題は、安全で快適な市街地を整備し確保することとなります。

市街地の整備は、道路を単独で整備することや、民間による宅地開発などによっても行なわれますが、最も計画的・効率的に、一定の地区を面的に整備する手法として土地区画整理事業が行なわれます。土地区画整理事業は、区域内の権利者の公平な負担のもとに、市街地に必要な道路や公園などの整備を行なうとともに、区域内の土地をすべて利用可能な宅地とする事業です。本市においては、その効率性・公平性から、市街地整備の有効な手段として行なわれており、市民の参加によるまちづくりの一環として今後とも積極的に推進する必要があります。

駅前地区など、土地利用が高度に行なわれている地区、また行なわれるべき地区について、その機能をさらに高めていく手法には、^{*}市街地再開発事業があり、本市においても勝田駅東口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定されています。当該事業の事業化に努めるとともに、その他の都市機能を高度に更新すべき地区については、各種の再開発事業の導入を検討していく必要があります。

市民生活に欠かせない身近な道路については、市街地を中心に整備を進めてきましたが、まだまだ十分とはいえない状況にあります。今後とも着実に生活道路の整備に努めていく必要があります。

市街地再開発事業
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備（主に再開発ビルの建設）、とあわせて公共施設の整備を行なう事業をいいます。

< 施策の基本的方向 >

[土地区画整理事業]

市街化区域のうち、都市基盤が未整備または不足している地区については、計画的かつ段階的に土地区画整理事業を施行し、道路、公園、下水道等公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を図り、健全な市街地の形成に努めます。

土地区画整理事業の予定地区については、全市的な見直しを行ない、整備の優先順位を明確にします。また、併せて公共・公益施設の配置計画について検討します。

土地区画整理事業の施行中（12地区）の地区のうち、西古内地区、高野小貫山地区及び津田北部地区については早期完了に努めます。また、佐和駅中央地区、東部第1地区、第一田中後地区、東部第2地区、阿字ヶ浦地区、武田地区、六ツ野地区、船窪地区及び佐和駅東地区については事業の進捗を図ります。（P. 70P. 7参照）

面整備等促進地区については、計画的な土地区画整理事業の事業化を検討します。また、土地利用具体化促進地区については、整序化の方向づけについて権利者の合意形成に努めます。

市街化調整区域のうち、ひたちなか地区開発等に関連し、都市的な土地利用が望ましい馬渡東部地区等については、人口の動向や社会経済情勢を見極めながら、土地区画整理事業による都市基盤の整備を検討します。

土地区画整理事業の施行主体については、市民自らの手でまちづくりを行なう組合施行等を普及、啓発するとともに、指導・援助に努めます。また、公社や民間活力を導入する業務代行など、地区の特性や経済情勢等に応じ、多様な手法を検討します。

組合施行
土地区画整理事業の事業主体（施行者）の一つで、宅地の所有者又は借地権者が7人以上共同して行なうもので、土地区画整理組合が設立されると、地区内の宅地の所有者と借地権者はすべてが組合員となります。なお、国から補助を受ける場合は、都市計事業であること、施行地区面積が10ha以上であることなど、一定の採択基準があります。

[市街地再開発事業]

勝田駅東口地区については、駅前広場等公共・公益施設の改善と都市機能の更新を図るため、関係権利者の合意を形成するとともにテナントを確保して、市街地再開発事業の事業化に努めます。

商業系の土地利用がなされている地区を中心として、公共施設の再編整備と土地の高度利用が望ましい地区等については、各種の再開発事業の導入を検討します。

[住 宅]

西十三奉行住宅団地造成事業を促進するとともに、公的または民間の住宅開発の適地への誘導等により、良好な住宅・宅地の供給に努めます。

民間宅地開発については、宅地開発行為に関する指導要綱に基づき適正な指導に努め、良好な宅地の供給を促進します。

低廉で良質な住宅を供給するため、計画的に市営住宅の新設と建替を推進するとともに、県営住宅については適地への誘導に努めます。

[生活道路]

市街地間、地域間を連絡する一般市道については、年次計画に基づき改良整備を推進します。また、市街地については、土地区画整理事業を中心に整備に努めます。

市民の散策やレクリエーションに対応し、また歩行者の利便性を高めるため、計画的に自転車歩行者道の整備を推進します。

高齢者や障害者などに配慮して、交通安全施設等の整備を推進し、人にやさしい道づくりに努めます。

古くから地域の核となってきた商店街等の道路については、歩道のカラー舗装などにより快適な道路空間を持つコミュニティ道路としての整備を検討します。

コミュニティ道路
人と車の調和など歩行者の安全確保を図るとともに、ゆとりとうるおいのある快適な歩行者空間を備えて整備された道路のことです。



民間宅地開発

開発・建築の指導

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう区画形質の変更をいいます。都市計画法第29条により、政令で定める一定規模以上の開発行為については、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されています。

建築協定

建築基準法上の制度の一つで、住宅地等の環境を維持増進するため、土地所有者等の全員の同意により一定の区域を定めて、建築物の敷地、位置、構造、用途など一般の建築基準より厳しい基準を定めたものです。

B調査

区画整理事業調査のことで、まちづくり基本調査またはこれに相当する調査により、基本構想を作成して事業化の機運が醸成されている区画整理予定地区について、現況測量や区画整理設計を行ない、それを基に事業計画の案を作成するものです。

A調査

まちづくり基本調査のことで、市街地整備のプログラムから区画整理予定地区を含む市街地整備の緊急性が高い地区について、計画の前提条件を整理し、市街地環境評価から整備の必要性を明確化し、整備課題を設定したうえで、まちづくりの基本構想を作成するとともに、基本構想の実現方策を検討するものです。

主に「住」に係る市街地の整備は、^{*}開発行為等として民間によっても活発に行なわれており、これらは住宅を中心とする建築行為に密接に結びついています。また、都市を構成する要素は、最終的には(圧倒的に住宅が多数を占める)個々の建築行為に細分化されます。市民の安全で快適な「住」を創出して良好な地域を形成し、それによって都市を構成・構築していくためには、適正な開発や建築等の指導が必要です。

良好な街並み、地域の景観・環境を保全・創出していくためには、建物用途、壁面後退、生垣の設置、緑化など、地区や近隣レベルでその地区の特性に合った建築物等に関するきめ細かなルールを定めていくことが効果的です。こうしたルールを定める方法には、地区計画、^{*}建築協定、緑地協定などがあり、本市でも既に数地区において定められています。

これらのルールづくりや、制度の運用については、生活者である市民の参加と協力を求めることが不可欠です。今後とも計画的な市街地整備が行なわれる地区等を中心として、市民とともにルールづくりを進め、快適な「住」を確保していく必要があります。

なお、地区計画については、道路や公園など必要な地区施設を定められる制度でもあるところから、今後、市街地整備事業の条件の整わない地区等については、導入を検討する必要があります。

< 施策の基本的方向 >

民間活力を適切に誘導し、計画的に良好な市街地を形成するため、開発行為については、宅地開発行為に関する指導要綱の適正な運用に努めるとともに、適切な開発の指導を推進します。

土地区画整理事業の予定地区内の0.3ha以上の開発行為については、宅地開発行為に関する指導要綱に基づくほか、以下の方針により指導します。

- ・B調査終了地区内については、土地区画整理設計に整合した場合は土地区画整理事業施行地区から除外する。整合できない場合及び不整形地は土地区画整理事業施行地区に編入する。
- ・^{*}A調査終了地区内については、土地区画整理事業の基本構想に、位置、形状等が整合した場合は土地区画整理事業施行地区から除外する。整合できない場合及び不整形地は土地区画整理事業施行地区に編入する。

・その他の予定地区内の開発行為については、原則として土地区画整理事業から除外はしない。

なお、宅地開発行為に関する指導要綱については、必要に応じて見直しを検討します。

都市計画施設の区域または土地区画整理事業など市街地開発事業の都市計画決定区域における建築行為に対しては、都市計画法第53条の許可申請時に都市計画法事業への協力を誓約する「確約書」の提出を求めます。

良好な市街地環境を創出するため、地区計画、建築協定及び緑地協定を積極的に活用し、壁面後退、生垣化、色彩管理等の建築規制を行ない、居住環境の保全及び向上に努めます。

安全で快適なまちづくりを進めるため、特定行政庁は、建築基準法に基づき適正かつ円滑な建築確認指導に努めます。

土地区画整理事業等により、市街地の整備が確実である地区、または完了した地区で良好な市街地環境を保全し、または創出することが望ましい地区については、地区計画の導入を推進します。

土地区画整理事業が予定されている地区等で、事業の条件が整わない地区などについては、地区計画の導入による市街地整備の方向づけについて検討します。

すべての市民が等しく社会参加できるよう、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例及び福祉環境整備指針に基づき、高齢者や障害者に配慮した公営住宅の建設、公衆トイレの設置、出入口のスロープ化など、バリアフリーな公共・公益施設等の整備を推進します。

在宅の高齢者や障害者、及びその家族が安全で快適に生活できるよう、増改築資金の貸付やリフォームの助成などを推進します。



建築協定が導入された民間宅地開発

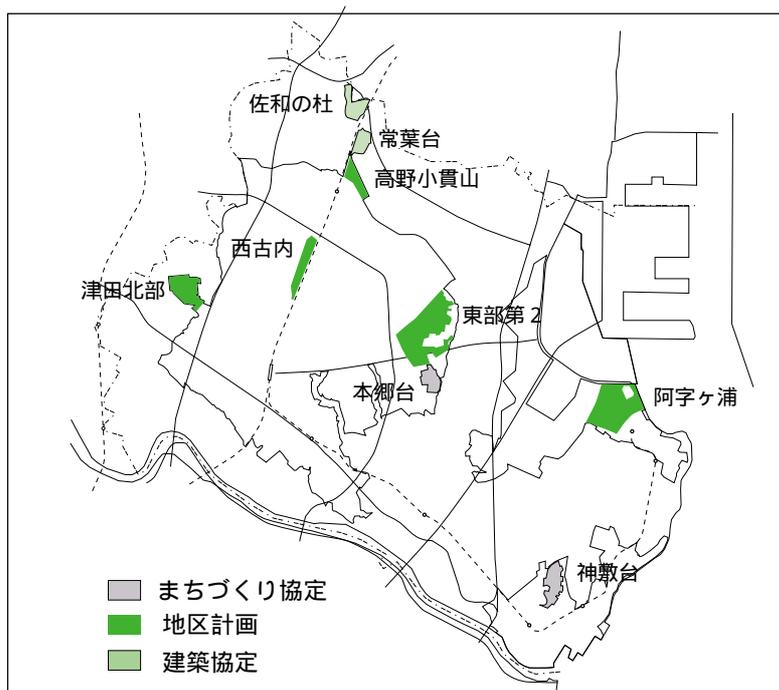
茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
高齢者や障害者を含むすべての人が等しく社会参加でき、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、建築物や道路、公共交通機関などの施設の整備改善等を事業者や県民の理解と協力を得て推進していくため平成 8年 3月に制定された条例です。

福祉環境整備指針
住み良い地域社会を創造するため、高齢者や障害者を含む全ての人々が建築物等の施設を安全かつ快適に利用できるよう、事業者等の協力のもと施設の整備・改善を図るための指針です。

スロープ
車椅子での通行が可能な傾斜した通路のことです。

リフォーム
住まいをより快適にするため、増改築や修繕・模様替え等を行うことをいいます。

図 - 1.5.3
まちづくり協定等の締結地区



水（上水道，下水道，排水路，河川，海岸の整備）

ライフライン

電気・ガス・上下水道・電話・流通等の生活を支えるシステムのことをいいます。

治水政策大綱

本市の治水政策の基本的事項について定めたものであり、市における長期的な治水事業の展開の方向を明らかにし、計画的に治水整備行政を推進していくため、平成8年4月に制定された指針です。

水のマスタープラン

治水の総合的な計画。20年間の本市の姿を想定し、当面1時間当たり50mmの雨にも対応できるまちづくりを目指すことを目標とし、「雨水の体系的な処理プログラム」「流域の水環境系全体の保全プログラム」「危機管理時における治水関連情報提供プログラム」からなっています。

霞ヶ浦導水事業

那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連結する流況調整河川を建設し、河川・湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び都市用水の供給の確保を図り、河川の流水の状況を改善する事業です。

県中央広域水道用水供給事業

県が水源を確保し、水戸市、ひたちなか市をはじめとする1市町村を給水の対象として1日最大給水量240,000m³計画給水人口931,2の事業です。

都市における市民の生活、「住」は、水と非常に深い関連を持っています。

上水道は、市民生活の最も基本的なライフラインであり、安全な水道水の安定した供給は、都市の最重要課題の一つとなっています。

下水道は、生活排水や汚水を衛生的に処理し、河川や海などの公共用水域の水質を保全するうえで必要不可欠な施設であり、整備を積極的に推進していく必要があります。

雨水を適切に処理する公共下水道の雨水幹線や排水路の整備については、都市化の進展に伴う浸水被害を防止するため、治水政策大綱に基づく「水のマスタープラン」を基本に雨水の循環型社会を目指して流域対策を行なうとともに、新たな浸水被害を防止するための施策が必要です。

これらの中心に位置づけられる公共下水道事業については、都市計画事業として行なわれていますが、今後とも他事業と総合的に調整を図りながら整備を推進し、安全で快適な市民生活の確保に努めることが課題です。

河川については、洪水を防止するための治水施設として築堤や護岸などの改修に加え、河川環境に配慮した整備に努めていく必要があります。

また、河川や海岸は市民の憩う親水空間であるところから、水質の保全に努めるとともに、安全性を確保しながら景観や環境の保全に配慮して整備し、市民の多様な利用に供するよう努める必要があります。

< 施策の基本的方向 >

[上水道]

水道水の安定した供給を図るため^{*}、霞ヶ浦導水事業や県中央広域水道用水供給事業を促進し、広域的な水資源確保に努めます。また、緊急時の水源を確保するため、配水池の活用や効率的な系統別配水幹線の整備を推進します。

安全な水道水を安定して供給するため、上水道整備基本計画に基づき、上水道施設の計画的な整備と適正な維持管理に努めます。

本市の経済の発展と振興の原動力となる工業生産活動を支援するため^{*}、県中央広域工業用水道事業を促進し、工業用水の確保に努めます。

[下水道]

生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を図るため、下水道整備計画に基づき、計画的に幹線管きよの整備や面整備を推進します。

公共下水道については、土地区画整理事業施行地区など基盤整備の整った地区を優先して整備します。また、人口密度が高い地区、既設汚水幹線周辺地区、道路体系が概ね整っている地区等について、効率のかつ計画的な整備に努めます。

特定環境保全公共下水道については、市街化調整区域の宅地化の著しい、一団のまとまりのある住宅団地等について市街化区域の整備と整合を図り、計画的な整備を推進します。

*
那珂久慈流域下水道事業については、
那珂久慈浄化センターや幹線管きよの整備
について関係市町村と連携し整備を促進し
ます。

*
常陸那珂公共下水道事業については、
常陸那珂港の建設等、ひたちなか地区開
発の進捗に合わせ、管きよの整備等、事業
を促進します。

公共下水道区域外となっている農村集落
地域については、農業集落排水の計画的
な整備に努めます。

雨水を適切に排除し、安全なまちづく
りを推進するため、水のマスタープラン
に基づき、河川等の整備と整合のとれた
総合的な雨水整備計画を策定し、雨水幹
線の効率的・効果的な整備を推進しま
す。

雨水幹線の改修については、水のマス
タープランに基づく*、高場・大島流域浸水
緊急対策事業を踏まえて計画的、重点的
に実施します。

開発行為については、開発事業者と協
調のもと既存雨水幹線、準幹線への接続
や調整池の設置など、雨水流出対策の指
導に努めます。



那珂久慈浄化センター

[排水路]

雨水を適切に処理し、大雨による浸水
箇所や排水滞留区域を解消するため、水
のマスタープランに基づき、河川改修や
下水道整備、さらには民間開発と整合の
とれた総合的かつ計画的な排水路の整備を
推進します。

特に近年、都市型水害が発生している高
場・大島流域については、高場・大島流域
浸水緊急対策事業を推進して浸水被害の軽
減に努めます。

浸水被害の大きい区域の保水・遊水機
能を優先的に確保した流域対策事業を実施
します。

低地などの地形的な特性から雨水が集中
しやすい区域について、準幹線の排水施
設を計画的に整備します。

地域の現状を理解し、自主的な防災活
動と新たな浸水被害の発生を防止するため
浸水予想図を公表します。

河川や幹線の排水施設などの整備にあ
たっては、地域の環境に配慮した施設整
備を行ないます。

市道の雨水を適切に処理するため、側
溝の整備を推進します。

生活排水の流入による水質の悪化を防ぐ
ため、下水道の整備を推進するととも
に*、合併処理浄化槽の設置を促進し、排水
路の水質の改善に努めます。

那珂久慈流域下水道
事業
水戸市、日立市、ひた
ちなか市の各一部、常
陸太田市、那珂町、大
宮町、東海村、大洗町、
常北町の4市5町村の
うち、13、79を計 a
画区域とし、久慈川及
び那珂川の水質汚濁防
止と生活環境の整備を
目的とする流域下水道
事業です。

常陸那珂公共下水道
事業
ひたちなか地区の開発
と一体的に整備を図る
下水道事業です。下水
の排除方式は分流式を
採用しており、地区内
の汚水はすべて流域下
水道へ接続され、那珂
久慈浄化センターで処
理されます。

高場・大島流域浸水緊
急対策事業
高場・大島流域の水害
発生メカニズムを考
慮し、水害発生原因
を調査するとともに、
その問題の解消を目指
すため、投資対効果を
考慮しながら10年
で下水道などを整備す
る事業です。

合併処理浄化槽
浄化槽は、単独処理浄
化槽と合併処理浄化槽
に大別されます。合併
処理浄化槽は、し尿と
台所や風呂などの生活
雑排水を合わせて処理
する浄化槽のことです。

県央広域工業用水道事
業
ひたちなか地区開発や
北関東自動車道等の交
通網の整備により、今
後新たに工業開発が見
込まれる県央地域(ひ
たちなか市外7市町村)
を給水区域として、企
業に安定的に工業用水
を供給するための事業
です。

[河 川]

国直轄の一級河川那珂川については、堤防の常磐線までの早期完成と、常磐線から下流部の事業の促進に努めます。また、築堤に伴う橋梁、道路等の都市施設については、隣接市町村と協調し、整備を促進するとともに高水敷の有効活用に努めます。

県管理の一級河川については、中丸川は、多目的遊水地事業を含めた河川改修を促進します。早戸川は、施行中の改修事業を促進し、早期完成に努めます。さらに、大川及び本郷川は、調整池を含め河川改修を促進します。

市管理の準用河川のおさえん川、下江川及び鳴戸川は、年次的かつ計画的に改修を推進します。また、下江川において、地域の子供たちが水辺に親しみ学習する拠点として「水辺の楽校」の整備に努めます。

普通河川の本郷川（上流）は、下流部の中丸川改修事業の進捗状況を踏まえ、整備の方向づけに努めます。また、新川は、準用河川の指定を推進し整備の方向づけに努めます。

下水道の整備などにより河川の水質の保全を図りつつ、河川の護岸、河床の整備を推進するとともに、湧水を活用して清流やせせらぎを復活させるなど、市民の親水空間としての河川環境の保全、整備に努めます。

[海 岸]

侵食等から海岸を保全するため、海岸環境の保全や水産資源の保護に配慮した事業の導入が図られるよう、海岸管理者に要望するとともに、総合的かつ計画的な整備を促進します。

漁港、海岸及び浜辺については、海と親しむレクリエーション等の利活用を検討し、親水性のある環境の形成に努めます。

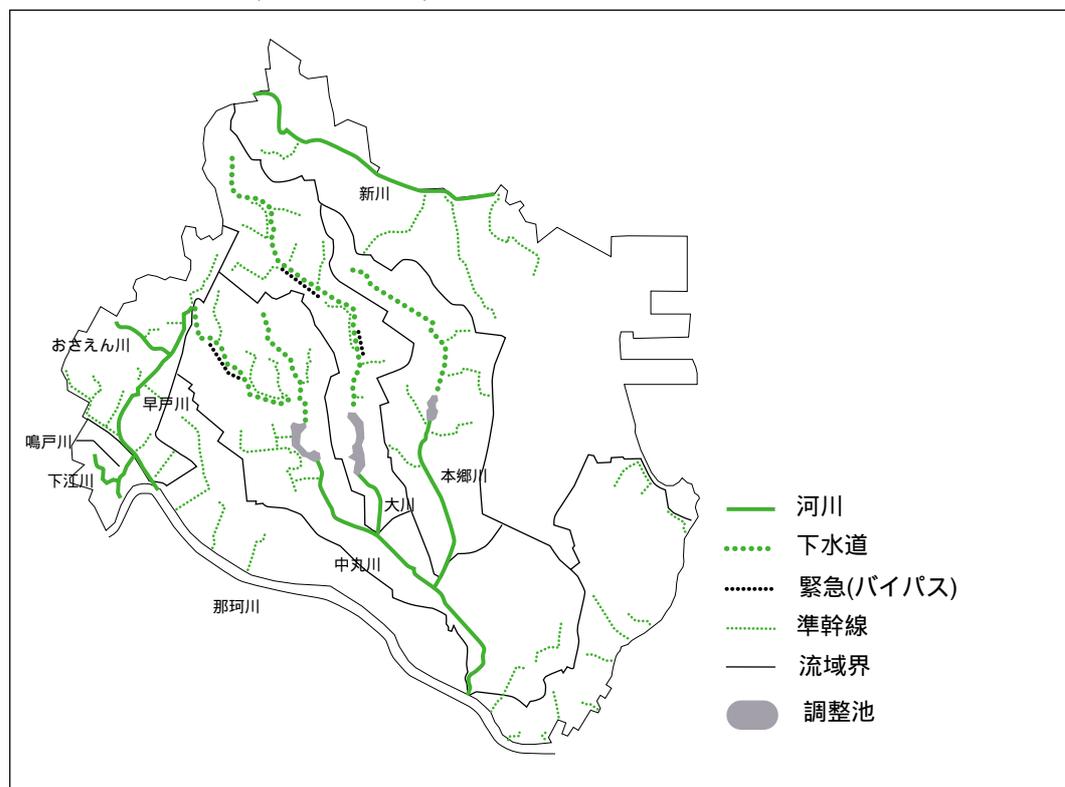
多目的遊水地事業

都市河川の治水対策の一環として、都市河川の上流部に存する低地等を計画的に洪水調節を行なうための調整池とするもので、土地の有効利用を図るため住宅、公園等の都市施設と共同事業を行なう補助事業です。本市では、県事業である中丸川の勝田調整池の整備と合わせ、親水性の総合公園（親水性中央公園）の整備を計画しています。

水辺の楽校

水辺の楽校は河川の整備事業の一つで、水辺が子供たちの遊び場、自然体験の場として利用できるように整備し、NPOボランティア団体などの地域の人々が協力しながら、子供たちの水辺の遊びを支える仕組みをつくることを目的とする事業です。

図 - 1.5.4
水のマスタープラン(雨水将来計画)



災害の防止

災害から市民の生命・財産を守ることは、行政に課せられた重要な使命です。安全で快適な市民生活を保障することは、市民の「住」を守るための都市の基本的な課題の一つです。

このため、防災行政用無線の維持管理、地域防災無線の整備や防災資機材の整備をはじめ、消防救急体制の充実、防災訓練の実施などによる災害時体制の確立に努める必要があります。

近年特に水害が発生している那珂川については、築堤などの治水施設の整備促進と浸水被害の軽減を図るための対策を講じる必要があります。また、都市型水害の発生による雨水を速やかに流下させるため、市内中小河川の改修を進め浸水被害の軽減に努める必要があります。

市街地の整備は、防災上、大きな役割を果たすことから、土地区画整理事業などにより、道路、公園、下水道など都市施設を積極的に整備して、災害に強い都市づくりを進めることが必要です。

< 施策の基本的方向 >

市民の安全を確保するため、地域防災計画及び水防計画の適正な管理、適時の見直しを行なうとともに、災害活動マニュアルを充実するなど、災害の種別ごとに即応できる総合的な防災体制の確立を目指します。

災害の備えを強固にするため、広域防災体制の確立、災害予防システムの整備、自主防災組織の育成に努めます。また、市民参加による各種災害を想定した防災訓練を実施します。

北部地域の開発動向を見極め、消防署の設置について調査・検討するとともに、消防体制の充実に努めます。また、ひたちなか地区については、消防艇の配備など臨港消防体制について調査・検討します。

市街地における火災の危険を排除するため、適宜、^{*}防火地域及び^{*}準防火地域の見直しを実施します。

市街地の整備は、防災に直結することから、土地区画整理事業等により道路・公園・下水道などの整備を推進し、オープンスペース、避難地、避難路の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進します。また、防災の観点からも、地区計画、建築協定などを活用し、生垣の奨励に努めます。

都市基盤の未整備な地区、不足している地区については、防災の観点からも借地による公園の暫定整備や防災広場の設置について検討します。

那珂川については、残された無堤区間の築堤、樋管などの整備を促進するとともに、^{*}那珂川洪水ハザードマップを作成して、沿川住民の危機管理意識の向上を図り洪水発生時の被害を最小限に食い止めるため避難誘導に活用します。また、県が管理する中丸川をはじめ、早戸川などの改修については工事の早期完成を促進し、市が管理する準用河川については、計画的に改修を推進して浸水被害の軽減に努めます。

防火地域 準防火地域
防火地域内では、建築物はすべて耐火建築物あるいは簡易耐火建築物とする必要があり、ほぼ10%の不燃化を目的としています。また、準防火地域内では大規模な建築物を不燃化することにより、火災の発生・延焼を防ぐことを目的として指定する、都市計画法に定められている地域地区の一つです。

那珂川洪水ハザードマップ
ある地域に限られた一定の時間内に災害をもたらす自然現象の発生する確率をハザード(hazard)といい、この確率を図化したものをハザードマップといいます。那珂川洪水ハザードマップは、昭和6年8月台風が再び襲ったならばをテーマとし、那珂川の破堤や氾濫など洪水時に被害を最小限に食い止めるため、日頃から住民一人ひとりに具体的かつ明確な避難の情報を周知するとともに、各地域の実情に合った浸水・避難情報を盛り込んだ防災ガイドです。

急傾斜地事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を受けて行なう災害防止のための補助事業等を表します。

がけくずれの危険性のある地域については、安全を確保するため崩落危険箇所^{*}の点検を実施するとともに、急傾斜地事業区域の指定を受け整備に努めます。

災害活動体制の充実、防災及び水防資機材の整備などに努め、災害応急復旧対策を推進します。

増加する救急救助需要に対処するため、救急救助体制の充実や救急救助資機材の整備に努めます。

環境放射線監視観測体制の強化や原子力防災体制とこれに必要な資機材を充実するとともに、原子力事業所の事業内容及び運転状況の把握や連絡通報体制を確立することにより、本市域の安全確保と環境保全を推進します。

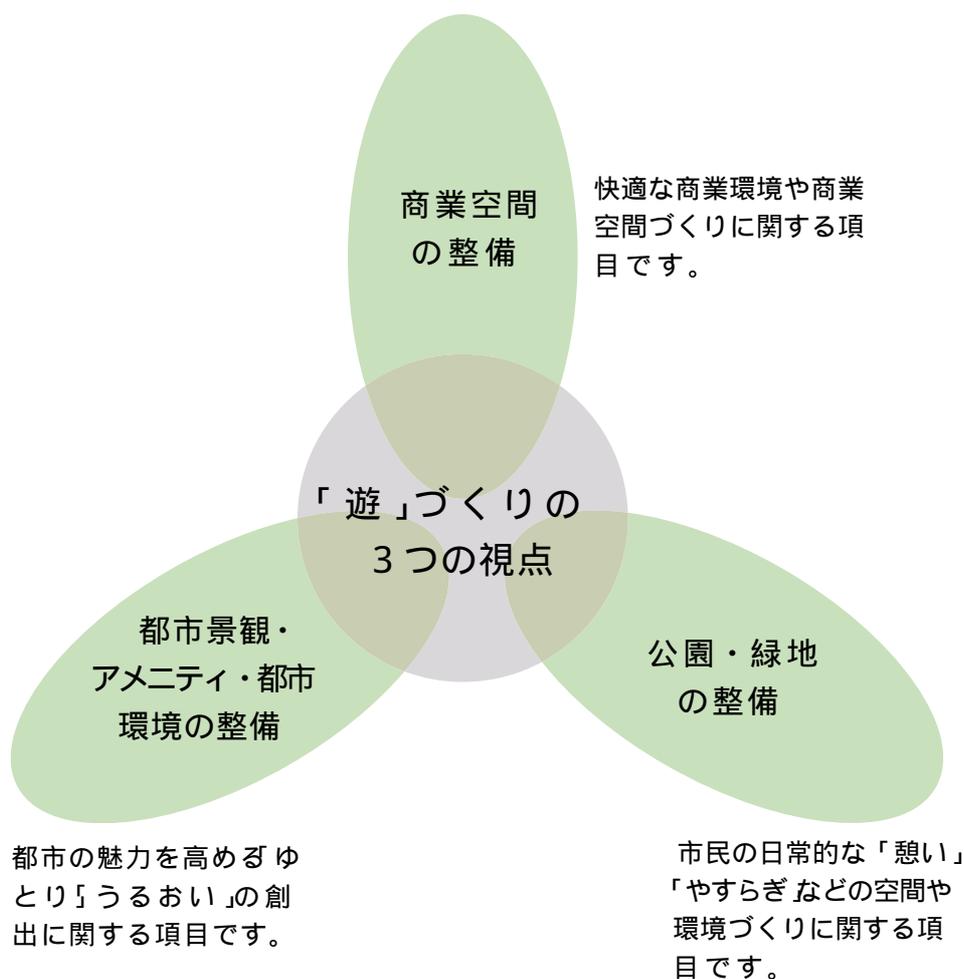


防災訓練

(3)「遊」について

都市における市民の生活は、衣・食・住のみで行なわれるのではなく、「楽しむ」ことの要素が加わっており、生活の中でのその比重はますます高まるとともに、多様化しつつあります。都市において、これらの場は確保される必要がありますが、今後はさらに、「ゆとり」や「うるおい」といった要素を加味し、都市の快適性を総合的に高めていくことが重要な課題です。これら「遊」の要素を充たしていくことにより、「都市の魅力」が高まっていくものと考えられます。

市民にとって一番身近な「憩い」や「ふれあい」の場である公園・緑地等の整備、良好な市街地の景観の形成、楽しめて、時には非日常的な「まつり」やイベントの場となる商業空間の確保等により、都市の環境を総合的に創造していくことが必要です。



商業空間の整備

市民が生活を楽しむ場「遊」は、ショッピングや飲食を始め、あるときは文化・芸術活動、「まつり」やイベントなどを通じ、商業空間と密接に結びつき、あるいは重なっています。商業空間は、最も活発に都市的な活動が行なわれている場であり、「にぎわい」や雑踏性、界索性といった極めて都市的で、ある意味で極めて人間的な要素が集中する空間でもあります。

快適で魅力のある商業環境や商業空間を整備・確保することは、都市の魅力、活力を高めるとともに、市民の「遊」を充足し、豊かな市民生活の条件を整えていくことにつながります。

このことから、中心市街地や拠点地区、幹線道路の沿線等において、各種の商業振興施策と調整を図りつつ商業環境の整備を推進し、市民が楽しめる魅力的な商業空間の確保に努めていく必要があります。

商店街景観改造事業
商店街団体が行なう各ハード事業への支援の総称です。店頭前面部分、非店舗の沿道部の改装等に対する助成を行なう商店街顔づくり整備事業と街路灯などの環境整備や駐車場の整備等に対する助成を行なう商店街共同施設整備事業があります。

メイクアップ店舗づくり事業

「商店街顔づくり整備事業」で商店街の整備コンセプトに基づき、個店の店頭前面部分や非店舗の沿道部の改装等に対する助成が行なわれます。

ストリートファニチャー
都市環境を快適なものとするため、主に歩道やショッピングモールなどに置かれるベンチ、照明などを屋外家具（ファニチャー）とみためたた修景施設の総称です。

壁面後退

建築基準法第4条により、建築物の位置を整えその環境の向上を図る必要がある場合は、壁面線を指定することができます。壁面線が指定されると、これを超えて壁や柱等を建築することは出来なくなります。その他、地区計画等により定められる場合もあります。

< 施策の基本的方向 >

ひたちなか市商業振興計画に基づき、経営指導体制や商業活動を充実するなど商業振興事業を推進するとともに、商店街、共同利用施設の整備や交通機能の充実など、商業環境の整備に努めます。

「まつり」やイベントを拡充し、市民が生活を楽しむ機会の確保を図ります。

各種の再開発事業の導入や、共同店舗化、^{*}商店街景観改造事業、^{*}メイクアップ店舗づくり事業等により商業環境の整備を促進します。

商業地の道路については、電線の地中化や歩道のカラー舗装、^{*}ストリートファニチャーの設置などを推進し、魅力のある商業空間の形成に努めます。

拠点地区においては、駐車場の確保に努め、快適で利便性の高い商店街環境の形成に努めます。

幹線道路の整備を推進し、商圈、市民活動の広域化に対応するとともに、各商業地区へのアクセスの利便性確保に努めます。

拠点地区を中心として、文化、観光、スポーツ・レクリエーション等の機能を誘導し、商業と一体となった市民の「遊」の空間の確保に努めます。

既存の宿泊施設については、コンベンション機能の拡充を促進します。また、ひたちなか地区については、国際展示場を始めとするコンベンション施設の整備を促進します。

商店街において、地区計画、建築協定、まちづくり協定等を活用し、統一デザインや色彩管理による魅力ある商業空間の形成や、歩行者空間確保のための壁面後退などを促進します。



公園・緑地の整備

市民の日常的な「遊」である、休息、散策、運動、レクリエーション等は、公園・緑地が利用されます。公園・緑地は、市民のこうした「憩い」「やすらぎ」「ふれあい」の場であるとともに、防災の機能や、都市景観の形成への重要な役割をはたしています。

公園・緑地を整備・確保することは、市民の日常的な「遊」の場を確保することであり、市民生活に必要な空間を確保することにつながります。また、地球環境の保全に向けた第一歩と位置づけられます。

今後とも、土地区画整理事業等を中心として公園・緑地の確保に努め、整備を推進する必要があります。また、公共・公益施設の緑化を推進するとともに、地区計画や緑地協定の指導、生垣設置の助成などにより民有地の緑化を促進し、都市の緑の総量を増やしていく必要があります。さらに、市域に残っている貴重な緑地については、風致地区や緑地保全地区など各種の地域の指定に努め、地域制緑地として保全していくことが課題です。

風致地区

都市計画法に定められている地域地区の一つであり、自然の景勝地、公園・社寺、水辺などの緑地、歴史的に意義のある土地、緑豊かな住宅地など、自然的環境が良好に維持されている地域を保全し、都市の風致を維持するために定められるものです。県条例により建築行為等に一定の制限があります。

緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき指定される樹林地、草地、水辺等の緑地で、良好な自然環境を形成している地区を現状凍結的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。これに指定された地区内では、建築行為をはじめ工作物の設置、土地の区画形質の変更、木竹の伐採などの行為が制限されます。

緑のマスタープラン

都市の総合的な公園緑地行政を推進するため、昭和5年の都市局長通達に基づき、都市計画区域ごとに緑地の配置計画、実現のための施策の方針などについて、都道府県知事が定める計画です。平成6年都市緑地保全法の改正により、都道府県が広域的な観点から策定すべき骨格的な緑地計画に関する部分を除き、緑の基本計画へ移行することとなっています。

* 緑化推進基本計画、地域制緑地保全計画の説明は、次頁に記載しています。

< 施策の基本的方向 >

[緑化推進体制]

公園の整備や緑化を総合的に推進するため、緑のマスタープラン^{*}、緑化推進基本計画^{*}、地域制緑地保全計画^{*}を発展させた緑の基本計画を策定します。

緑化の推進には市民の参加が不可欠であることから、コミュニティ活動などを通し、市民意識の高揚を図り、市民参加の緑化運動や緑の維持管理活動を推進します。また、市民自らが地域の緑を守る公園愛護会や街路樹愛護会など、緑の愛護会の育成に努めます。

市民からの寄附樹木を市民や公共・公益施設で再利用する緑のリサイクル事業を進め、樹木の有効利用を図ります。



[都市公園]

住区基幹公園

都市公園の種類の一つで、主として地区住民の利用に供される街区公園、近隣公園、地区公園の3つを総称して言う場合に用います。

緑化推進基本計画

昭和6年の建設省事務次官通達に基づき、公共公益施設の緑化に関する事項、都市緑化に関する民間の参加、協力等に関する事項などについて、都道府県及び市町村が定める計画です。平成6年都市緑地保全法の改正により、緑の基本計画が創設され、緑化推進基本計画は緑の基本計画に移行することとなっています。

地域制緑地保全計画

近年、急速に進行する市域内の緑の消失に歯止めをかけるため、保全する緑地の位置及び優先順位を明確にし、年次計画を定め、総合計画等との整合を図りながら、四季折々の変化に富んだ良好な自然環境を保全し、次代へ引き継ぐことを目的として本市が定めた計画です。

身近な公園である住区基幹公園^{*}については、土地区画整理事業施行地区を中心に計画的に整備を推進します。また、地域住民の意向を整備計画に反映し、地域の特性や周辺環境に配慮した特徴ある公園整備に努めます。なお、住民意向を反映する方法については、制度化を検討します。

公園の整備を積極的に推進するため住区基幹公園については、都市基盤の未整備な地区等について借地による暫定整備を検討します。

中心市街地にオアシスを創出するため、水と緑をテーマに、四季折々の変化の楽しめる花木やせせらぎを生かした親水性中央公園(総合公園)を整備します。

市民のスポーツ・レクリエーション活動の核となる総合運動公園については、広場や修景施設などの整備を推進します。

名平洞や金上溜など風致景観に優れた区域は、周辺土地利用との整合を図りつつ、水と緑を生かした風致公園としての整備を検討します。

北根墓園については、墓地需要を勘案しながら段階的に整備します。

笠松運動公園については、屋内プール・アイススケート場、多目的球技場など拡張整備を促進します。

国営常陸海浜公園については、第2期開園区域である砂丘・海浜ゾーンの整備を促進します。

既設公園については、公園愛護会を育成するなど地域住民の参加や自治組織の協力を求めつつ適切な維持管理に努めるとともに、計画的に施設の充実を図ります。

公園の管理については、自治会等に協力を求め、適切な維持管理に努めます。



大島公園



常陸海浜公園

[緑地・緑化]

市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については、地域制緑地保全計画に基づき、風致地区、緑地保全地区等に指定し、地域制緑地として保全を図ります。また、それらのうち、特に貴重な緑地については買取りに努めます。買取りに際しては、市民の寄附や募金を募るなど、トラスト運動の展開について検討します。

名木、古木などの貴重な樹木は、緑の保存と緑化の推進条例に基づき積極的に保存樹木に指定するとともに、樹木医の活用等による保全を検討します。

地域制緑地や保存樹木については、良好な状態を維持するため、所有者に緑の保存と緑化の推進条例に基づき助成金を交付します。

市街地の緑化を推進するため、幹線道路は街路樹を植栽し緑化に努めます。また、歩道幅員の広い道路については、植樹帯の整備を検討します。

歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路などについては、沿線住民の協力を得、さらには、街路樹愛護会を組織・育成しつつ、フラワーポットの設置や植樹帯・植樹樹の花壇化を推進します。

学校、公民館などの公共・公益施設は、四季折々の変化が楽しめるよう樹木や花を植栽し、緑化に努めます。

記念樹や家庭緑化樹を配布するほか、緑の保存と緑化の推進条例に基づき生垣を奨励・助成するなど、家庭内の緑化を促進します。また、地区計画、建築協定、緑地協定等の活用により家庭内緑化の促進に努めます。

緑化施策を継続的に推進するため、緑のまちづくり基金の拡充に努めます。



記念樹の配布



都市景観・アメニティ・都市環境の整備

都市の景観が優れていることは、市民の誇りであり、「故郷」「わがまち」への愛着を深めることとなります。豊かな緑に包まれた台地、白砂青松の海岸線、那珂川と沿岸の豊穡な田園地帯、中小河川が形成する谷津、整然と整備された市街地のまちなみ、これらが一体となって「ひたちなか市」の景観を形成しています。

現在のまちづくりについては、「ゆとり」「うるおい」「美しさ」といった精神的な要素まで含めて整備することが求められています。「市民生活の器」にとって必要な公共施設等の量的な整備はもちろん、質の部分についても配慮し、加味して確保することは、市民の精神面での「遊」を充実していくこととなります。また、地球規模の環境破壊が問題となっている現在、環境負荷の少ない地球にやさしい都市づくりを進めることも重要な課題となっています。これらを創意・工夫していくことにより、アメニティ、つまり市民にとって快適な環境が確保されることとなります。

不断に行なわなければならない市街地の整備、都市景観を向上するための諸施設、快適な環境を創出するための配慮や工夫、自然環境や緑を保全することなどを含めた広い意味での環境の保全、環境負荷の少ない地球にやさしい都市づくりを、市民の協力を得ながら、総合的に推進することにより都市の魅力を高め、「都市の環境」を全体的に創出していくことが必要です。

< 施策の基本的方向 >

[都市景観]

茨城県景観形成条例
県土の景観形成について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地域の特性を生かした景観形成のための施策を総合的、計画的に推進し、潤いとやすらぎを享受できる魅力的な県土の創出に資することを目的として、平成6年9月に制定された条例です。

都市景観ガイドプラン
良好な都市景観の形成を推進するため、公共施設・公共空間の質的向上やデザイン向上とともに、自然的・歴史的景観の保全、民間建築物や屋外広告物などの規制・誘導の方針を検討するものです。

*
茨城県景観形成条例の適正な運用に努めるとともに、本市や地域の特性に応じた地区ごとに良好な景観の形成を図るため、都市景観ガイドプランを策定します。都市景観ガイドプランについては、都市景観条例の制定を含めて調査・検討します。

地区計画、建築協定、緑地協定を活用するとともに、市民参加やソフトな施策を含めたまちづくり協定などの導入を検討し、地域の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

大規模建築物については、地区の特性や景観に配慮した設計となるよう指導に努めます。

屋外広告物については、適正な規制取締りを行なうとともに、デザインの向上を啓発します。



[都市空間]

中心市街地は、勝田駅東口地区再開発事業などによる整備を進め、景観の向上に努めるとともに、人や情報が集まる交流の場として、にぎわいのある都市空間の創出を図ります。

市街地については、地区計画や建築協定などのまちづくり制度を活用し、地区の特性を生かした個性あるまちづくりを進め、地区ごとの快適な環境の創出に努めます。

快適な歩行者空間を確保するため、商店街での壁面後退や憩いとやすらぎの場としてポケットパークの整備など、魅力ある都市空間の整備を検討し方向づけに努めます。

勝田駅東口地区再開発事業地区での電線等の地中化を実施するとともに、商店街や商業地での地中化について検討します。

幹線道路の歩道については、カラー舗装、ストリートファニチャーの整備、植樹帯・植樹樹の花壇化、フラワーポットの設置など快適な歩行者空間を確保するため道路環境の向上に努めます。

河川、溜池などの水辺については、水とふれあう親水空間として整備を図るとともに、公園や緑地の整備を積極的に進め、快適な居住環境の形成に努めます。



ポケットパーク
ポケットに入るような小さな公園という意味の広場機能を有する小規模公園のことで、特に、市街地に設けられることにより、人々のちょっとした憩いの場や都市景観を向上する要素となるものです。

[都市緑化・自然景観]

緑の基本計画を策定するとともに、実行計画をたて、緑のまちづくりを推進します。

幹線道路及び補助幹線道路並びに歩行者専用道路は緑化に努め、沿線住民の協力も求めながら、四季折々の変化が楽しめる花木の植栽を推進します。

公共・公益施設の緑化を積極的に推進するとともに、記念樹、家庭緑化樹の配布、生垣の奨励・助成、地区計画、建築協定、緑地協定の活用などにより、民有地の緑化を促進します。

大洗自然公園区域、釜上自然環境保全地域及び多良崎城跡緑地環境保全地域は、貴重な自然景観を有する地域として保全するとともに、景観資源として活用します。

市街地の景観の向上を図るため、名木、古木などの貴重な樹木は保存樹木に指定します。

市域に残る良好な平地林、斜面緑地、水辺地等は、風致地区、緑地保全地区等に指定し、地域制緑地として保全に努めるとともに、景観資源として活用し、自然を生かした景観づくりを進めます。

歴史遺産、史跡及び名勝地の保全と整備に努め、個性ある景観づくりを進めます。

[都市環境]

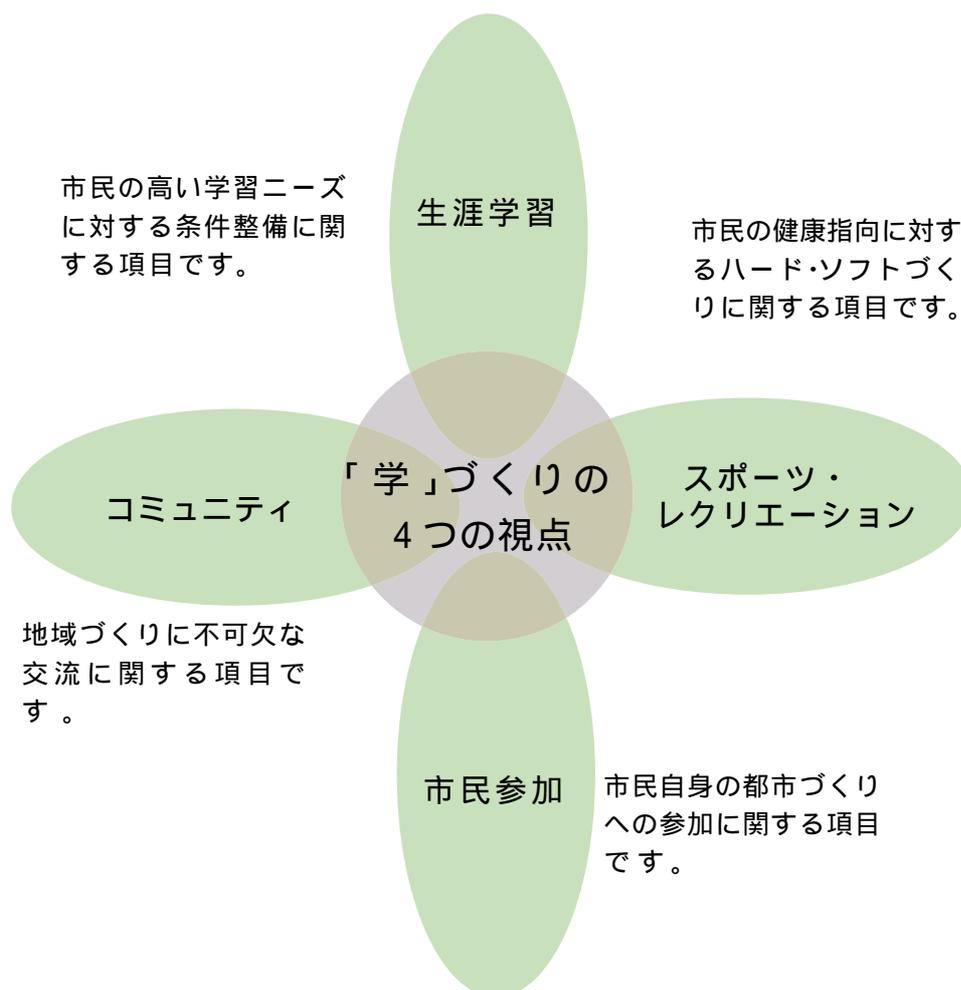
都市景観の向上、快適な都市・市街地空間の整備、都市の緑化、自然景観・環境の保全、活用、環境負荷の少ない都市づくりなどを、市民の協力、参加を求めながら総合的に推進し、アメニティ、都市の魅力を高め、総体としての「都市環境」の向上を図ります。



(4)「学」について

都市は、市民が積極的に自己を実現していこうとする場でもあります。市民が自分の人生や夢を花開かせようとするステージであり、「職」「住」「遊」の延長線上に主体的に自らの意志を持って登場する「学」の場と位置づけられます。都市は、この市民の意志を積極的に受け止め、主役の登場、活躍を円滑にするとともに、ある場合にはその登場を促す役割も担う必要があります。

市民のスポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の場や機会の確保、さまざまな学習活動の機会の提供、地域や社会活動への参加のための条件整備などを行なっていくことが都市にとっての課題です。



生涯学習

我が国の教育・学習システムには、義務教育などの学校教育、公民館・図書館・博物館等の自主的学習活動などの社会教育、企業内教育訓練や公共職業施設による職業訓練を中心とした職業教育等があるほか、家庭教育やコミュニティ活動等地域住民との接触など多様な学習機会があります。

近年の生活水準の向上、長寿化に伴うライフスタイルの変化、自由時間の増加や技術革新、情報化、国際化の進展などを背景として、市民の学習ニーズが高まりを見せています。

これは、市民が学習を通して精神的・文化的な充足を求めたり、自分の能力や個性を發揮して自己を実現しようとする欲求を反映しています。

このようなニーズに対応するため、生涯学習という観点からの新たなシステムづくりや条件整備が必要です。

< 施策の基本的方向 >

生涯学習の指針となる生涯学習基本構想及び基本計画を策定し、市民の学習ニーズに応え、市民の自主的な生涯学習の支援に努めます。

市民の多様な学習ニーズに応えるため、市民のライフステージに応じた学習機会の充実や、学習プログラムの作成に努めます。

生涯学習情報の提供に努めるとともに、インターネット等を利用した生涯学習情報提供システムのあり方について調査・検討します。

市民の学習機会を拡充するため、公民館活動や図書館活動の推進及び社会教育関係団体の育成等により、誰もが気軽に参加できる学習機会づくりに努めます。

地域的な均衡に配慮して生涯学習施設を整備するため、公民館・コミュニティセンター等の設置のあり方について検討します。また、生涯学習の拠点としての生涯学習センターについて調査・検討します。

金上地区に、生涯学習、高齢者福祉、世代間交流機能を有する金上ふれあいセンターを開設します。また、向野地区及び六ツ野地区での公民館用地の取得を進めます。

佐野図書館の開設や、那珂湊図書館の増築を進めるとともに、図書情報の提供等、市民に対する利用サービスの向上に努めます。また、蔵書、視聴覚ライブラリー、公民館・コミュニティセンター等の図書室、巡回配本所の充実に努めるとともに、公開読書会やお話の会など図書館活動を支援・推進します。

文化会館、しあわせプラザ、ワークプラザ勝田など、芸術文化活動の拠点施設の設備、環境の整備に努めるとともに、イベントを含め芸術文化活動、事業を支援、振興します。

市内遺跡や天然記念物等の分布調査、発掘調査を推進し、指定等による保護・保存に努めます。また、虎塚古墳壁画など文化財の公開を推進するとともに、周辺を含めた環境整備に努めます。

ライフステージ
人間の一生の段階のことで、一般的に幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期の5段階に分けられています。

各種の開発地にある遺跡については、関係者の協力を得ながら発掘調査を実施します。

博物館については、整備構想づくりを進めます。



佐野図書館



金上ふれあいセンター

スポーツ・レクリエーション

自由時間の増大や健康への関心の高まりなどにより、市民各層にわたってスポーツ・レクリエーション活動への参加が活発化しかつ多様化しています。

市民が人生を楽しみ、健康づくりを進めるための、スポーツ・レクリエーション活動は、いつでも、だれでも、気軽にできる必要があることからその施設や空間の確保が重要となります。また、安全で楽しく続けていくためには、適切な指導者の活用や、活動を支援する体制も必要であることから、条件整備に努めていく必要があります。

市民のスポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりの活動でありコミュニティ活動やボランティア活動に結びついたり、まちづくりへの市民参加にも発展する可能性を持つことから、市民の「遊」そして「学」の活動として、ハード、ソフトの両面から支援していくことが都市にとっての課題となります。

< 施策の基本的方向 >

スポーツ振興計画を策定し、スポーツを通して市民の交流や、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる施策を推進します。

* リーダーバンクを充実するとともに、研修会、講習会等を通して、体育指導委員、地域スポーツ指導員等の育成に努めるなど、スポーツ・レクリエーション指導体制の充実を図ります。

勝田全国マラソン大会、三浜駅伝競走大会をはじめとして、各種の大会を開催し、運営の充実を図るとともに、笠松運動公園並びに総合体育館での全国高校総合体育大会の開催や、国営常陸海浜公園でのスポーツ・レクリエーションイベントの開催、充実を促進します。

リーダーバンク
市民の派遣要請等に応じられるよう、指導者を登録しておく制度の
ことです。



勝田全国マラソン

総合運動公園を核として、広域的な大会や、競技水準の高い大会・試合の開催、招致に努め、スポーツ意識の高揚や市民の交流を促進します。

各種スポーツ教室の開催、ニュースポーツやファミリースポーツの普及の促進、文化・スポーツ振興公社の自主事業の支援、スポーツ振興基金の充実、活用などにより、スポーツ・レクリエーション活動や、健康づくり活動への市民の参加を促進し、スポーツ健康都市づくりを進めます。

コミュニティスポーツやレクリエーションの機会を拡充し、市民の交流や余暇時間の有効活用を促進します。

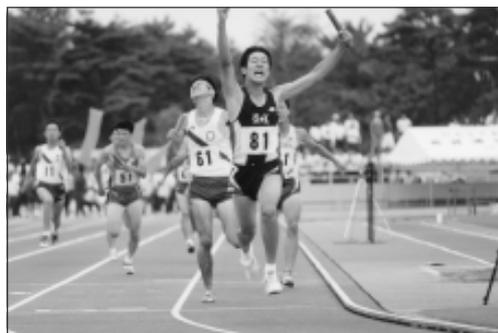
体力測定テストや歩く会など、健康づくりの機会の拡充や、健康・体力づくりの日の設定などにより、市民の健康づくりを支援します。

総合運動公園、那珂湊運動公園、運動ひろばなど、スポーツ・レクリエーション施設・設備の充実に努めます。また、運動ひろばの夜間照明の整備やサイクリングコースの設置について検討します。

市民の最も身近なスポーツ・レクリエーションの場となる公園については、整備を推進するとともに、既存の公園の適正な維持管理、設備の充実に努めます。

学校のグラウンドや体育館などの開放を拡充するとともに、企業の協力のもと、民間体育施設の有効活用を推進します。

笠松運動公園については、屋内水泳プール・アイススケート場、多目的球技場など拡張整備を促進するとともに、国営常陸海浜公園については、レクリエーション施設、設備の一層の整備について要請します。また、那珂川堤防・河川敷については、スポーツ・レクリエーション施設としての有効利用を検討します。



市民参加

都市づくりの事業は、市民生活の安全性・利便性・快適性などを向上させるためのものです。この都市づくりの過程には、市民の参加が不可欠といえます。

都市づくりに市民参加を求めるためには、「情報が公開されていること」「計画の策定過程が透明であること」「独立した監視機関があること」が必要な条件となります。

この場合、市民自身の都市づくりへの関心や理解の高さ、権利と義務についての認識も必要となります。また、市民自身の身近な問題意識や、それをベースとした主体的な環境改善への努力などを啓発していくことが必要です。

近年、福祉の分野にとどまらず、地域活動、災害の復旧など、ボランティア活動に積極的に参加しようとする市民も増加しており、それらは、大きなエネルギーを持っています。

多様化し、増大し続ける市民のニーズと行政需要に対応していくためにも、市民参加の方法をシステム化し、市民のエネルギーを都市づくりへ積極的に導入していくことが都市にとっての課題となります。

< 施策の基本的方向 >

市政懇談会

市民が主体的に市政へ参加する意識を啓発するとともに、市民の意向を市政に反映させるため、政策課題や一般行政を考える懇談会を地域の自治組織や公共的団体などを対象として行なっています。

市政モニター制度

市民の声を積極的に行政に反映させ、市と市民との相互理解と親密化を図りながら、市政を進展させていくための制度です。モニターは、市内に居住、又は勤務し、公務を有しない者のうちから無作為抽出及び公募により、地域、年齢、職業、及び性別を考慮して30人以内で2年の任期で選任します。

都市づくりを市民とともに推進するため、インターネットの市のホームページの活用や、情報公開コーナーの充実による市民への情報の提供に努めるとともに、行政情報管理センターの整備を検討します。また、情報検索システムのOA化などによる市民が利用しやすい情報公開システムの確立に努めます。

開かれた行政運営を進めるため、企画立案段階から、事業の実施、施設の管理運営に至るまで、市民の参加と市民参加の制度化を推進し、市民参加の機会の拡充に努めます。

都市づくりに対する市民の意向を的確に把握し、市政に反映させるため^{*}、市政懇談会^{*}、市政モニター制度などの広聴体制の拡充に努めます。

身近なまちづくりへの市民参加である自治会活動については、全市的な組織化を図り、積極的に支援、振興するとともに、行政と共同して行なうまちづくりの拡充に努めます。



市政懇談会

コミュニティ

都市化や核家族化の進展などにより近隣の交流や、相互扶助が希薄化し、地域社会に大きな変化をもたらしています。また、都市づくりにおいても市民参加の視点から地域住民の連帯や協力がより一層必要となっていることから、コミュニティの育成が都市にとっての課題となります。

一方で、自己を実現するため、自ら地域の諸活動や、趣味、スポーツなど共通の目的を持って集まる活動に、積極的に参加したいと考える市民も増加しています。

今後とも、これらの地域における様々なコミュニティ活動については、コミュニティ施設を中心に、市民自らが参加する自立的なまちづくり活動として、積極的に育成・支援していく必要があります。また、地域を知る市民には、地域を考え、地域の将来像を明確にしてもらうことが、今後の地域づくりには不可欠です。

< 施策の基本的方向 >

都市づくり、地域づくりを担う自主的な市民活動やコミュニティ活動の積極的な支援・育成に努めます。

コミュニティ活動の拠点となる公民館、コミュニティセンター、各種集会施設等の整備を推進します。

市民に地域を考え、地域の課題を明確に^{*}してもらうため、コミュニティマップやコミュニティカルテ等の作成を指導・支援します。



コミュニティマップ、コミュニティカルテ
地域の現況や問題・課題などを分かりやすく表現した図や地域情報の一覧表などのことで、住民が身近なまちづくりに関する問題を考えるうえでの参考資料となるものです。

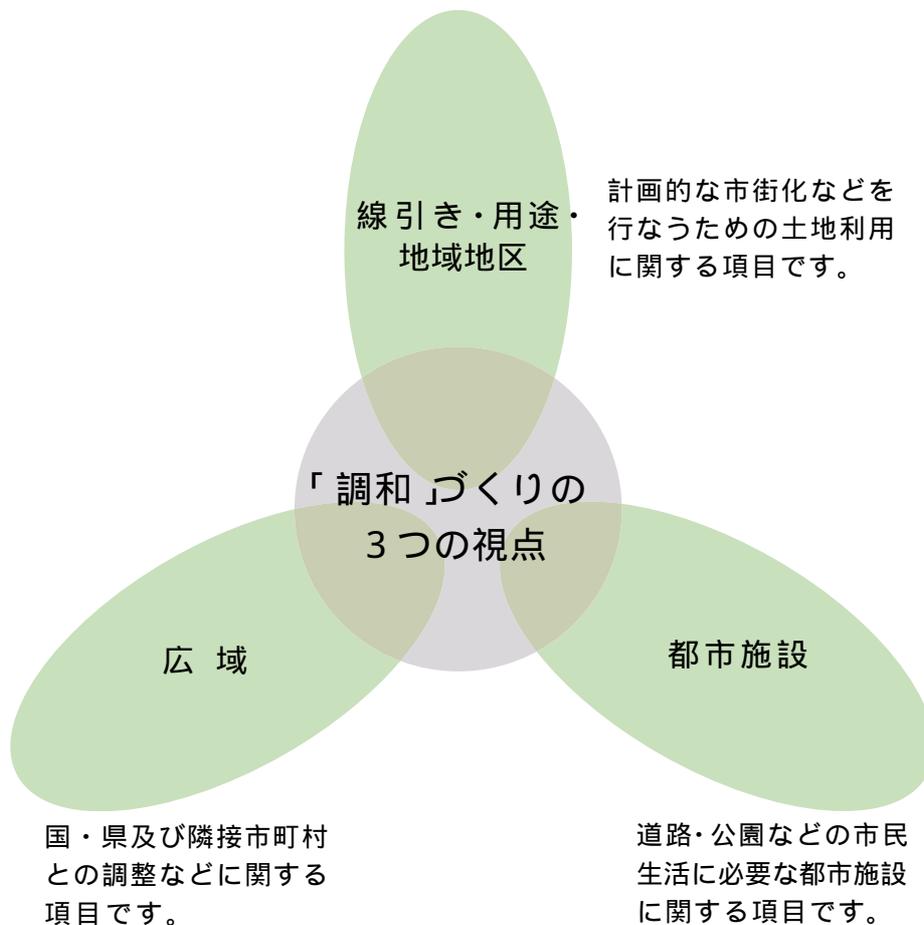


コミュニティの運動会

(5)「調和」について

快適な「市民生活の器」となるためには、都市は合理的、機能的である必要があります。そのためには、「市民生活の器の設計図」が必要となります。特に土地利用については、転換が容易ではないこと、不可逆的であること、地域へ与える影響が大であることなどから、都市全体のバランスや広域的な位置づけなどに配慮したうえで、慎重かつ計画的に行なわれる必要があります。

土地利用を規制・誘導し、都市の機能を調整・コントロールすること、都市に必要な施設を適正に配置していくこと、都市整備のための事業のスケジュールや事業間の調整を図ることなどにより、将来にわたって計画的に都市全体の「調和」を図っていくことは重要な課題です。



線引き・用途・地域地区

「市民生活の器の設計図」である都市計画を定める場となる都市計画区域については、水戸・勝田都市計画区域の一部として本市の全域が指定されています。また、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための市街化区域、市街化調整区域の区分(線引き)については、市街化区域が3,975ha(市域の40.2%)、市街化調整区域が5,925ha(市域の59.8%)となっています。良好な市街地環境の形成や機能的な都市活動を確保するため建築物の用途等を制限する、12の地域からなる用途地域については、市街化区域の全体について決定されています。その他、地域や市街地の特性等を踏まえ、防火地域・準防火地域、高度利用地区が都市計画として定められています。

線引きについては、長期的な開発動向や人口予測等を踏まえ、適正規模の市街地のあり方を検討するとともに、市街化調整区域のうち、将来の土地利用を勘案したなかで都市的土地利用が望ましい地区については、計画的な市街地開発事業等を前提として、農林調整を図りながら、適宜市街化区域への編入を検討していく必要があります。

用途地域については、土地利用の目的に応じた用途地域のあり方を検討するとともに、土地区画整理事業地区等については、事業計画等に基づく地区の将来構想に合った用途地域の見直しを実施する必要があります。

その他各種の地域や地区等については、地域や市街地の特性、地区の将来構想等を踏まえ、線引きや用途地域の見直し、市街地開発事業の動向を見極めながら、計画的に指定や見直しを検討していく必要があります。

< 施策の基本的方向 >

[市街化区域・市街化調整区域]

市街化区域・市街化調整区域(線引き)については、将来の人口や産業の動向、ひたちなか地区等の開発計画の進展を見極めながら見直しを行ない、適正規模の市街化区域の設定に努めます。

ひたちなか地区については、常陸那珂港の整備等、事業の進捗を見極めながら必要に応じ、適時市街化区域へ編入します。

馬渡東部地区については、ひたちなか地区開発の進捗状況を勘案しながら、土地区画整理事業の実施と合わせて、市街化区域への編入を検討する地区とします。また、和尚塚地区、国道245号以東の長砂地区、昭和通り線沿線の馬渡地区、ひたちなかインターチェンジ周辺の馬渡地区、部田野・原地区、高野小貫山地区周辺地区、津田北部地区周辺地区等については、人口及び産業の動向等を見極めながら区域を設定し、市街地開発事業の実施と合わせて都市的土地利用への転換を検討する地区とします。

市街化区域の縁辺部については、土地区画整理事業等による当該地区の市街地整備の段階で、事業の実施に合わせ必要に応じ線引きの見直しを実施します。

[用途地域]

建ぺい率
敷地面積に対する建築面積の割合のことで、用途地域別に定められています。

用途地域により、種別に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制を行ない、適正な都市機能と良好な都市環境を有する健全な市街地の形成を図ります。

容積率
敷地面積に対する延床面積の割合のことで、用途地域別に定められています。

市街地開発事業の施行地区等については、事業計画の実施が確定した段階以降で、当該計画の将来構想に合った用途地域の指定を実施します。

臨港地区
港湾の管理運営を行なうために定める地区で、用途地域や特別用途地区とは異なり、港湾の管理運営の観点から独自の用途制限を行なうものです。

新たに市街化区域に編入する地域については、適正な用途地域の指定に努めます。

図 - 1.5.5
用途地域のイメージ図

[その他の地域地区等]

防火地域及び準防火地域については、市街地における火災の危険を排除するため、適正な管理に努めるとともに、新たに商業系の用途地域を指定する地区を中心に、指定の拡大に努めます。

環境保全、防災、レクリエーション及び都市景観上、価値が高い貴重な緑地や水辺地等については、風致地区、緑地保全地区等に指定し、地域制緑地として保全に努めます。

常陸那珂港については、線引きの見直しに合わせ、臨港地区の指定を実施します。また、ひたちなか地区や拠点地区等を中心として、地区の特性に合わせ、必要に応じ特別用途地区、高度利用地区、その他の地域地区の指定を検討します。

地域の市街地の特性に応じた土地利用を促進し、良好な環境の整備、または保全を図るため、面整備事業の施行地区等を中心として地区計画の導入に努めます。また、地区計画の決定地区については、届出・勧告制度の適正な運用・指導に努めます。

市民自らがまちづくりに参画する意識や行動を高め、地域の快適でうまいのある良好な市街地の環境を保全、または創出するため、建築協定、緑地協定、まちづくり協定等の導入・指導を実施します。また、それらの定められた地区については、適正な管理、運用、指導に努めます。

[その他の施策]

市民生活の利便性を高め、都市の機能の向上を図るため、土地区画整理事業の施行された地区、住宅団地等を中心として、地域住民の意向を踏まえながら、町名の変更と住居表示を実施します。

土地区画整理事業、土地改良事業、大規模開発事業の施行地区など確定測量等が済んだ区域を除き、地籍調査を実施します。

市域における土地利用、都市施設、市街地開発などの現況や動向を的確に把握するため、定期的に都市計画基礎調査を実施します。



都市計画審議会

特別用途地区
都市計画法上の地域地区の一つで、用途地域内の一部の区域に、一定の目的に応えるために設けられるもので、用途地域の規制よりきめの細かい建築・用途の規制を行なうものです。

高度利用地区
都市計画法上の地域地区の一つで、土地の高度利用と都市機能の更新とを図るために、容積率と建築面積の最低限度等を定める地区です。

住居表示
住居表示に関する法律により、住所や会社の所在地などを表すのに地番ではなく、一定の基準に基づいて建物に「住居番号(ハウスナンバー)」を付け、わかりやすく表示する制度です。

地籍調査
国土調査の一つで、国土調査法第2条第5項の規定に基づき、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行ない、その結果を地図及び簿冊に作成するものです。

都市計画基礎調査
都市計画法に定められた調査で、おおむね5年ごとに、人口、産業、土地利用など定められた事項について現況及び将来の見通しについての調査を行なうものです。

都市施設

都市計画には、「市民生活の器」である都市にとって必要不可欠な施設(都市施設)を定める事ができます。これには、道路、公園、下水道、河川などのほかに、交通施設、供給施設、処理施設、教育文化施設、社会福祉施設、市場、火葬場などがあります。これらは、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な施設です。

都市の土地利用を調整するとともに、必要な都市施設を機能的かつ計画的に配置して、合理的な市民の行動や活動と、快適な市民生活を確保していく必要があります。

< 施策の基本的方向 >

道路、公園、下水道については、将来の市街化の動向や市街地の整備を見通すとともに、計画的な整備、配置を実現するため優先順位を定め、必要に応じて都市計画決定を行ない、整備を推進します。

勝田駅東口駅前広場については、勝田駅東口地区再開発事業により、佐和駅東西駅前広場については、佐和駅中央土地地区画整理事業、佐和駅東土地地区画整理事業により整備を推進します。

環境を保全し、環境負荷を低減するため、ごみの減量化とリサイクル等を推進するとともに、ごみ処理施設について、焼却施設や破碎施設等の適切な維持、補修、及び更新を行ないます。特に、焼却施設について、ダイオキシン類削減の恒久対策を実施します。また、最終処分場は新たなごみ埋立用地の確保に努めます。

し尿処理施設については、周辺の緑化を含め適切な維持管理に努めます。また、旧那珂湊衛生センター(56kl/日)施設の解体撤去と、勝田衛生センター(50kl/日)施設・設備の更新を検討します。

義務教育施設については、大規模校である勝田第一中学校の分離新設を検討し、学校規模の適正化に努めます。校地の借地部分については、解消に努めます。また、緑化を推進し、良好な教育環境の形成と災害時の安全確保を図ります。

勝田高等学校の校地については、借地の解消に努めます。また、茨城工業高等専門学校の校地等については、東部第1土地地区画整理事業を推進し、借地の解消を図ります。

工業系や国際系など特色のある大学や研究機関、研修施設、専門学校、専修学校等については、ひたちなか地区や利便性の高い地区への誘致に努めます。



下水浄化センター

幼稚園については、1小学校区1幼稚園を基本に、公私立の幼稚園のバランスや保育所との調整を図りながら配置を検討します。佐野幼稚園について増築を検討するとともに、既設園の施設整備に必要な用地の取得に努めます。また、施設の適切な維持管理、緑化や美化の推進などにより良好な幼児教育環境の形成に努めます。

保育所については、地域の保育需要の動向等を踏まえ配置を検討します。市毛保育所の建替えを実施するとともに、その他の保育所については施設、設備、環境整備に努めます。

母子の家については、施設整備と建替えを県に要望します。

金上地区に、生涯学習、高齢者福祉、世代間交流機能を有する金上ふれあいセンターを開設します。また、老人福祉施設については、既設の施設、設備や、運営の充実、民間施設の誘導に努めます。

救急医療体制の充実を図るとともに、ひたちなか地区や交通利便性の高い地区へ、高度医療機関等の誘致に努めます。

ひたちなか市地方卸売市場については、那珂湊漁港ふれあい整備計画等周辺整備計画に合わせ、機能を充実します。

ひたちなか・東海広域斎場については、施設の円滑な運営、適正な維持管理、駐車場の整備に努めます。

必要な都市施設を機能的に配置し計画的に整備するため、都市施設については必要に応じ都市計画決定を行ないます。



佐野図書館

広域

交通通信網の発達やモータリゼーションの進展に伴い、市民の諸活動の領域は拡大、広域化しており、今後もさらなる拡大が予測されます。また、本市には、広域的なプロジェクトであるひたちなか地区開発が進められています。さらに、他市町村に連絡する交通体系のみならず、新規の土地利用や大規模な都市施設の配置等を検討する場合は、広域的な視点や調整が不可欠となります。

市民の生活や諸活動の利便性を高め、円滑な都市活動を確保するためには、個別の都市計画の立案に際しては広域的に調査、検討し、調整を図ることが必要です。

< 施策の基本的方向 >

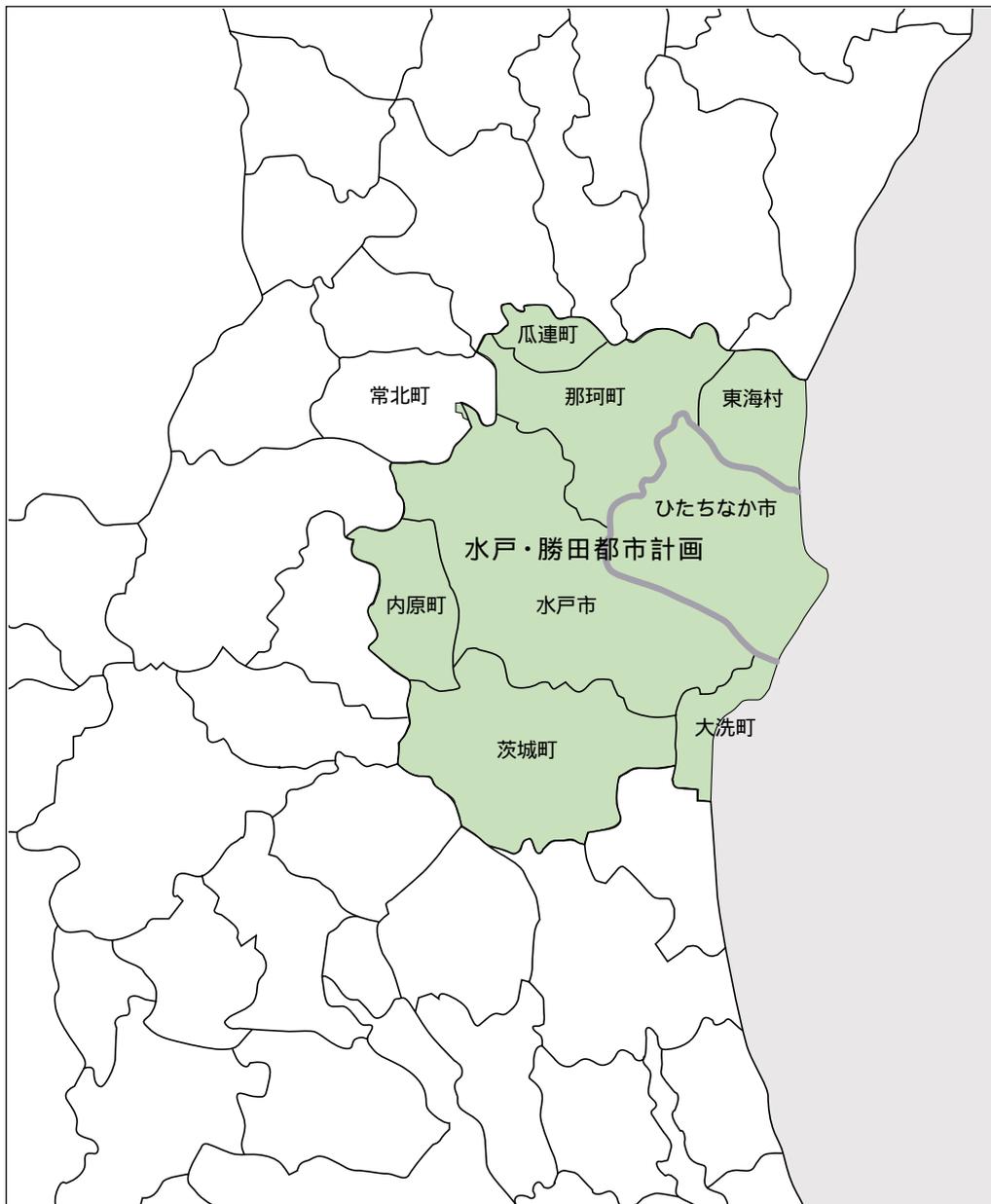
水戸・勝田都市計画協議会に参画し、周辺市町村と連絡、連携を密にしながら、都市計画行政を推進します。

ひたちなか・東海行政連絡協議会都市計画検討連絡会を通じ、地域整備基本計画の改定等、東海村との共同事業の拡充に努めるとともに、合併を推進します。

広域的な調整が必要となる道路、その他の都市施設、地域地区等については、隣接市町村等と十分に検討、調整を図りながら都市計画決定、事業の推進に努めます。



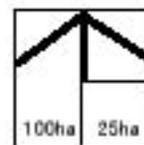
図 - 1.5.6 都市計画区域



土地利用の方針

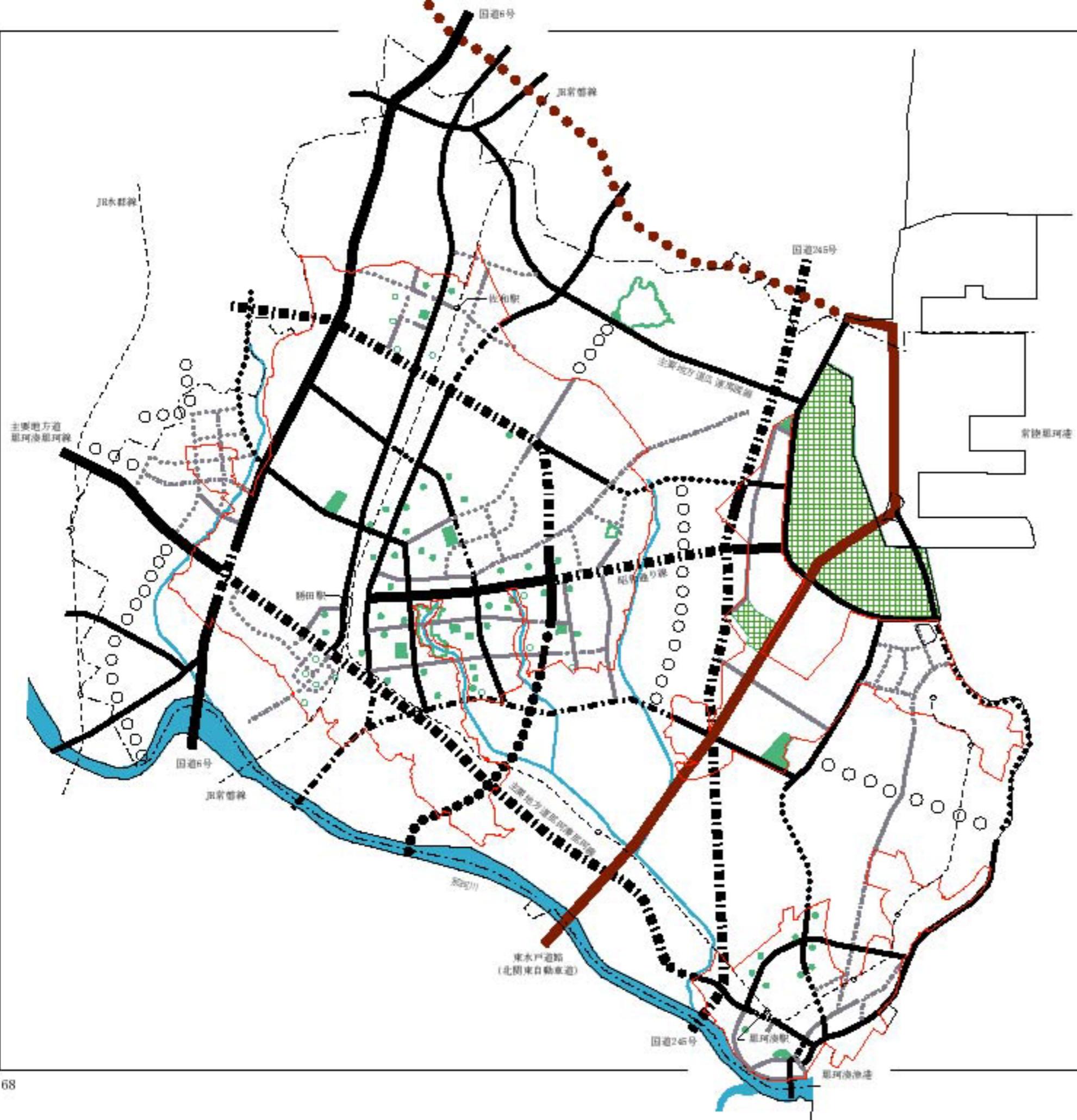


凡 例	
	低層住宅地
	中高層住宅地
	複合住宅地
	商業・業務地
	産業系複合市街地
	工業地
	特定業務地
	大規模な公園
	土地利用検討ゾーン
	優良な農地
	緑地
	市街化調整区域の主な住宅団地
	主要な道路
	鉄道、駅
	主な河川
	市街化区域界

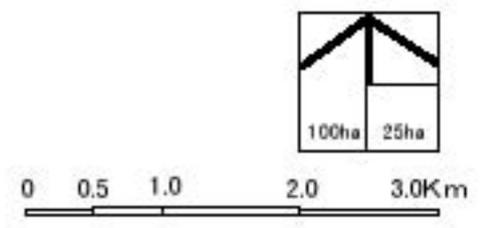


0 0.5 1.0 2.0 3.0Km

都市施設整備の方針



凡 例			
種 別	整備済	概 成	未整備
高規格道路			
主要幹線道路			
幹線道路			
補助幹線道路			
構想道路			
都市計画公園			
市街化区域界			



市街地整備の状況

施行中の地区

地区名	事業主体	面積 ha
① 佐和駅中央	市	95.6
② 東部第1	市	103.0
③ 武田	市	48.7
④ 第一田中後	市	27.4
⑤ 阿字ヶ浦	市	83.4
⑥ 東部第2	市	106.8
⑦ 佐和駅東	市	56.7
⑧ 西古内	組合	28.1
⑨ 津田北部	組合	37.6
⑩ 高野小貫山	組合	21.8
⑪ 六ツ野	組合	103.4
⑫ 船窪	組合	19.1

凡 例			
種 別	整備済	整備中	計画準備
土地区画整理事業			
市街地再開発事業			
工業団地造成事業			
市街化区域界			

